

藤沢市地域子どもの家の指定管理者の指定について

1 選定経過

(1) 第1回審査選定委員会 2022年(令和4年)7月8日

ア 藤沢市青少年施設次期指定管理者の選定方法及び候補者等について

イ 藤沢市青少年施設指定管理者募集要項(案)及び管理運営の基準(案)について

ウ 指定管理者審査方法について

エ 指定管理者審査選定スケジュールについて

(2) 申請書の收受 2022年(令和4年)8月30日

(3) 第2回審査選定委員会 2022年(令和4年)10月14日

ア 指定管理者の選定について

(ア) プレゼンテーション及びヒアリング

イ 審査・採点

(4) 選定結果

申請書類及びプレゼンテーションによる審査・採点を実施した結果、事業計画や収支計画などについて170点満点中126.43点の評価を得たので、審査選定委員会は、公益財団法人藤沢市みらい創造財団を指定管理者の最適な候補者として選定した。

2 審査基準

(1) 指定管理者であるための基本的理解

ア 指定管理者制度への基本理解

イ 管理運営の基本方針

(2) 管理運営能力

ア 団体の適性

イ 法令順守の取組

ウ 財務面の健全性・安定性

エ 管理運営実績

- (3) 施設の効用の発揮
 - ア 施設利用の促進
 - イ サービスの向上
 - ウ 平等な利用の確保
 - エ 利用者意見等の把握
 - オ 施設・設備の維持管理
- (4) 危機管理体制
 - ア 防犯・防災対策
 - イ 緊急時の対応
- (5) 人員体制・経費
 - ア 人員体制
 - イ 収支予算書
 - ウ 効率的な運営
- (6) 市の施策への理解
 - ア 情報の管理体制
 - イ SDGs の理解
 - ウ その他市の施策の理解
- (7) 特記事項
 - ア 地域との協働・連携
 - イ 青少年団体との協働・連携
 - ウ 青少年育成事業推進

3 事業計画書

別添のとおり

以 上

藤沢市地域子どもの家 指定管理事業計画書



指定管理期間

2023年(令和5年) 4月 1日から

2026年(令和8年) 3月31日までの3年間

【 目 次 】

I 団体の基本的要件

1 指定管理者であるための基本的理解	
(1) 指定管理者制度への基本理解	1
(2) 管理運営の基本方針	2
① 藤沢市青少年施設の管理運営の基本方針	
② 公の施設管理者として	
2 管理運営能力	
(1) 団体の適性	4
① 財団の概要	
② 団体の種別	
③ 基本理念	
④ 経営方針	
⑤ 組織基盤・体制	
(2) 法令遵守の取組	7
① 法令の遵守と社会常識に則した適正なる事務執行	
② 服務規律の徹底	
③ 情報管理の徹底	
④ 人権尊重と差別禁止	
⑤ 信頼される市民対応	
(3) 財務面の健全性・安定性	10
① 財団の経営資力	
② 安定的・継続的な運営に向けた財務基盤の確立	
(4) 管理運営実績	13

II 事業計画書

1 施設の効用の発揮	
(1) 施設利用の促進	14
① 地域と協働した施設運営	
② 安全・安心な施設の運営	
③ 利用者の手に届きやすいPR活動	
(2) サービスの向上	21
① 年代の違う利用者の動線の錯綜による危険回避	
② 家族利用の受け入れ	
③ 見守る人研修の充実	
④ 支援を必要とする子どもの理解と連携強化	
⑤ 施設内での飲食	
⑥ 時代のニーズに即した施設整備	
(3) 平等な利用の確保	24
① 誰もが利用しやすい施設環境づくり	
② 職員及び見守る人の適切な対応	
③ 事業申込みの公平性	
④ 誰もが参加できる機会の推進	
(4) 利用者意見等の把握	26
① 満足度調査(施設利用者アンケート)の実施	
② 意見提案箱の設置	
③ 苦情やクレーム等の対応	
④ 反映方法	
⑤ 専門委員会の設置	

(5) 施設・設備の維持管理	29
① 施設・設備の長寿命化への取組	
② 施設利用者等からの要望	
③ 備品の管理	
2 危機管理体制	
(1) 防犯・防災対策	32
① 防犯対策	
② 防災対策	
(2) 緊急時の対応	35
① 緊急時対応の基本方針	
② 発生時の対応	
3 人員体制・経費	
(1) 人員体制	38
① 職員配置	
② 見守る人委嘱数	
③ 運営委員会構成団体及び人数	
④ 見守る人研修計画	
⑤ 職員研修計画	
(2) 収支予算書	41
① 再委託の業務	
(3) 効率的な運営	46
① コスト縮減の徹底	
② 地域ボランティアとの協働	
③ ライフサイクルコストの縮減	
④ 指定管理料以外の収入源の確保	
4 市の施策への理解	
(1) 情報の管理体制	48
① 情報公開	
② 個人情報保護	
③ 情報セキュリティ対策	
④ 情報漏えい時の対応方法	
(2) SDGsの理解	50
① 環境への配慮と取組	
② 障がい者への配慮	
③ 社会的障壁への配慮	
④ 人権施策への理解	
(3) その他の市の施策の理解	55
① 地域経済の活性化	
② 暴力団排除への対応	
5 特記事項	
(1) 地域との協働・連携	57
① 運営委員会による施設運営	
② 運営委員会による事業	
③ 地域での子どもの見守り	
(2) 青少年団体との協働・連携	59
① 本財団と青少年団体・育成団体との関係性	
② 関係団体所属の運営委員	
(3) 青少年育成事業の推進	60
① 効果的な事業展開	
② 令和3年度 地域子どもの家事業実績	

I 団体の基本的要件

1 指定管理者であるための基本的理解

(1) 指定管理者制度への基本理解

公益財団法人藤沢市みらい創造財団（以下「本財団」という。）は、藤沢市青少年施設26施設（藤沢市青少年会館【2館】、藤沢市立児童館【5館】、藤沢市少年の森、藤沢市地域子ども家【18施設】）においては、平成17年からこれまでの18年間、藤沢市運動施設等（秩父宮記念体育館、石名坂温水プール、秋葉台公園、八部公園）においては、平成18年からこれまでの17年間、指定管理者として、適正な管理運営を行ってきました。

本財団は、この間「民間事業者等の有する能力、経験、知識等を広く活用することにより、多様化する市民ニーズに効率的、効果的に対応すると共に、市民サービスの質の向上と経費の縮減等を図る」という指定管理者制度の目的、趣旨について十分理解した上で、常に経費縮減を図りながら効率性、機動性及び専門性を発揮し、施設利用者へのサービスの向上に努めてきました。

さらに、将来に向けて本財団が取り組むべき基本的な考えとした「人材育成・財務運営・事業運営・組織運営」の4つの柱からなる財団運営方針に沿って策定した「経営計画2024」に取り組み、公共サービスの担い手である法人としての対応力を高め、より一層の市民サービスの向上と経費の縮減を目指します。

また、令和4年度に至っても新型コロナウイルスの収束が見えない中での施設運営となっていることから、次年度以降においてもこの安全・安心への対応を維持していくと共に、今後も、「藤沢市指定管理者制度導入及び運用の基本方針」を理解、尊重し、藤沢市青少年施設の管理者として、これまでの経験と実績を生かし、市民サービスの質の向上と適正な管理運営に努めると共に、藤沢市の出資団体として、藤沢市の政策、施策の推進及び課題の解決に向けた取り組みを推進します。



藤沢市青少年会館



藤沢市立児童館



地域子ども家



藤沢市少年の森

(2) 管理運営の基本方針

① 藤沢市青少年施設の管理運営の基本方針

本財団は、青少年健全育成の拠点施設である藤沢市青少年会館、藤沢市少年の森、藤沢市立児童館、藤沢市地域子どもの家の各施設の指定管理者として、「第二期藤沢市子ども・子育て支援事業計画」の柱である「子どもの居場所の充実」「青少年の健全育成と非行防止活動の推進」「ニート・ひきこもり・不登校等困難を有する若者への支援の充実」を十分に理解した事業展開と施設の管理運営を行います。

特に「子どもの居場所の充実」については、市内の青少年団体や育成団体、校長会、各施設の運営委員長等の各専門分野の方々に組織された本財団青少年事業部の専門委員会である「青少年育成委員会」において、子どもたちのよりよい放課後の居場所について2年間に渡って議論し、まとめた「みらい創造財団が目指す子どもたちの“ İyi場所”」（下記）を本財団が各青少年施設を運営するに当たっての基本方針として運営します。

みらい創造財団が目指す子どもたちの“ İyi場所”

「 İyi場所」

- 子どもたちが純粋に楽しく遊べる場所
- 子どもたちが思いっきり、のびのび遊べる楽しい場所

- 子どもたちもおとなも安全・安心な“ İyi場所”
- 子どもたちが自由な発想で遊べる“ İyi場所”
- 子どもたちをサポートする気持ちを持ったおとながいる“ İyi場所”

また、本財団はこれまで25年以上にわたって青少年施設の管理運営を行っており、その中で培った運営のノウハウや地域との繋がりを最大限に活用します。さらに青少年施設を拠点として、地域の方々等との連携・協力により、多様な他者と協働することで、子どもたちの能力形成の機会となる様々な体験事業等を実施します。

このような、子どもたちの健やかな成長と保護者の子育てを支援することにより、「社会性」「協調性」、自己肯定感を持った活力ある「生きる力」を育む施設としての役割を果たします。

② 公の施設管理者として

本財団は、平成17年から4期、計18年間、指定管理者として藤沢市青少年施設の管理運営を行うほか、藤沢市運動施設等（秩父宮記念体育館、石名坂温水プール、秋葉台公園、八部公園）においても、平成18年から5期、計17年間の管理運営を行ってきました。このような長年にわたる公の施設の適正な管理運営を行ってきた経験と実績を生かし、利用者にとって安全で快適な施設管理を行うと共に、以下の10項目を心構えとして、施設の適正な管理運営を行います。

《公の施設の管理者としての心構え》

- 1 藤沢市と密接な連携を図り、市の施策に沿った運営を行います。
- 2 市民が公平に施設利用及び事業参加できるよう、公平性、透明性のある運営を行います。
- 3 利用者の安全管理、衛生管理を徹底し、安心して利用できる施設づくりを行います。
- 4 「第二期藤沢市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、事業展開、施設運営を行います。
- 5 「藤沢市緑の基本計画」に基づき、緑の保全・創造・普及に努めます。
- 6 「藤沢市地球温暖化対策実行計画」に基づき、環境への負荷の低減が図られる資材を利用するなど、環境に配慮した施設運営を行います。
- 7 「藤沢市人権施策推進指針」並びに「藤沢市における障がい者を理由とする差別の解消の推進に関する対策要領」に従い、誰もが公平に施設利用や事業参加ができるよう、配慮した施設運営を行います。
- 8 「藤沢市個人情報保護に関する条例」及び「藤沢市情報公開条例」並びに「藤沢市暴力団排除条例」はもとより、本財団において整備した同様の規程を遵守し、藤沢市に準じた施設運営を行います。
- 9 施設に関する条例に定められた事項、その他関連法令等を遵守し、施設運営を行います。
- 10 公的施設の適正な管理運営において、SDGs（持続可能な開発目標）のもと「誰一人取り残さない」多様性と包摂性のある社会の実現を目指します。

2 管理運営能力

(1) 団体の適性

① 財団の概要

2022年(令和4年)8月1日現在

名称	公益財団法人 藤沢市みらい創造財団																
所在地	〒251-0054 神奈川県藤沢市朝日町10番地の8	電話番号	0466-21-7861														
代表者	理事長 石井 恒男	FAX	0466-28-9567														
設立年月日	1995年(平成7年)4月1日																
沿革	1995年(平成7年)4月1日 財団法人藤沢市青少年協会設立(藤沢市みらい創造財団の前身) 2000年(平成12年)12月1日 財団法人藤沢市スポーツ振興財団が設立 2010年(平成22年)4月1日 財団法人藤沢市青少年協会・財団法人藤沢市スポーツ振興財団・財団法人藤沢市芸術文化振興財団の3財団が統合し「財団法人藤沢市みらい創造財団」として事業を開始 2012年(平成24年)4月1日 公益財団法人移行認定を受けて、「公益財団法人藤沢市みらい創造財団」に名称変更																
事業内容	<p>■公益目的事業</p> (1) 青少年の健全な育成を目的とする事業 (2) 市民の生涯スポーツの推進と健康づくりを目的とする事業 (3) 芸術文化の振興を目的とする事業 <p>■収益事業等</p> (1) 収益事業 物品販売事業及び駐車場管理運営事業 (2) その他事業 市からの受託事業など																
理事会 評議員会	<p>■役員構成(理事会)</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr><td>理事長</td><td>1人</td></tr> <tr><td>副理事長</td><td>3人</td></tr> <tr><td>専務理事</td><td>1人</td></tr> <tr><td>理事</td><td>15人</td></tr> <tr><td>監事</td><td>2人</td></tr> </table> <p>■評議員構成</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr><td>評議員</td><td>17人</td></tr> </table>	理事長	1人	副理事長	3人	専務理事	1人	理事	15人	監事	2人	評議員	17人	<p>■理事・評議員の選出団体等</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・藤沢市体育協会 ・藤沢市スポーツ推進委員協議会 ・藤沢市地区社会体育振興協議会連合会 ・藤沢市スポーツ少年団本部 ・藤沢市レクリエーション協会 ・藤沢市障がい者スポーツ連絡協議会 ・藤沢市青少年育成協議会 ・藤沢市子ども会連絡協議会 ・藤沢市ボーイスカウト連絡会 ・藤沢市青少年指導員協議会 ・藤沢SL少年団 ・児童クラブ運営委員長会議 ・地域子どもの家運営委員長会議 ・藤沢地区保護司会 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・藤沢市文化団体連合会 ・藤沢市合唱連盟 ・藤沢市民交響楽団 ・公益社団法人藤沢市医師会 ・藤沢商工会議所 ・藤沢エフエム放送株式会社 ・藤沢市立小学校長会 ・藤沢市立中学校長会 ・東京地方税理士会藤沢支部 ・学識経験者 ・藤沢市子ども青少年部 ・藤沢市生涯学習部 ・藤沢市会計課 </td> </tr> </table>		<ul style="list-style-type: none"> ・藤沢市体育協会 ・藤沢市スポーツ推進委員協議会 ・藤沢市地区社会体育振興協議会連合会 ・藤沢市スポーツ少年団本部 ・藤沢市レクリエーション協会 ・藤沢市障がい者スポーツ連絡協議会 ・藤沢市青少年育成協議会 ・藤沢市子ども会連絡協議会 ・藤沢市ボーイスカウト連絡会 ・藤沢市青少年指導員協議会 ・藤沢SL少年団 ・児童クラブ運営委員長会議 ・地域子どもの家運営委員長会議 ・藤沢地区保護司会 	<ul style="list-style-type: none"> ・藤沢市文化団体連合会 ・藤沢市合唱連盟 ・藤沢市民交響楽団 ・公益社団法人藤沢市医師会 ・藤沢商工会議所 ・藤沢エフエム放送株式会社 ・藤沢市立小学校長会 ・藤沢市立中学校長会 ・東京地方税理士会藤沢支部 ・学識経験者 ・藤沢市子ども青少年部 ・藤沢市生涯学習部 ・藤沢市会計課
理事長	1人																
副理事長	3人																
専務理事	1人																
理事	15人																
監事	2人																
評議員	17人																
<ul style="list-style-type: none"> ・藤沢市体育協会 ・藤沢市スポーツ推進委員協議会 ・藤沢市地区社会体育振興協議会連合会 ・藤沢市スポーツ少年団本部 ・藤沢市レクリエーション協会 ・藤沢市障がい者スポーツ連絡協議会 ・藤沢市青少年育成協議会 ・藤沢市子ども会連絡協議会 ・藤沢市ボーイスカウト連絡会 ・藤沢市青少年指導員協議会 ・藤沢SL少年団 ・児童クラブ運営委員長会議 ・地域子どもの家運営委員長会議 ・藤沢地区保護司会 	<ul style="list-style-type: none"> ・藤沢市文化団体連合会 ・藤沢市合唱連盟 ・藤沢市民交響楽団 ・公益社団法人藤沢市医師会 ・藤沢商工会議所 ・藤沢エフエム放送株式会社 ・藤沢市立小学校長会 ・藤沢市立中学校長会 ・東京地方税理士会藤沢支部 ・学識経験者 ・藤沢市子ども青少年部 ・藤沢市生涯学習部 ・藤沢市会計課 																

※黒字は「市内青少年関係団体」

② 団体の種別

本財団は、神奈川県知事より公益法人としての認定を得て、平成24年4月に公益財団法人へ移行しました。これからも公益財団法人としての役割を追求し、効率的かつ効果的な事業運営及び市民サービスのさらなる向上に努めます。

青少年事業部においては、施設機能を最大限に発揮し、多様な体験プログラムを提供すると共に青少年の活動を支援するための人材の育成、青少年に関わる組織・団体の活動を支援することで、「第二期藤沢市子ども・子育て支援事業計画」～未来を創る子ども・若者が健やかに成長する子育てにやさしいまち～の推進に寄与します。

③ 基本理念

本財団は、未来を担う青少年の健全育成の推進、市民のスポーツ・レクリエーション活動及び芸術文化活動の普及振興を通じ、全ての市民の心豊かで生き生きとした健康な生活を形成するため、「夢、希望、感動に溢れる明るい未来をみんなで創る」を経営の基本理念としています。

④ 経営方針

本財団は、青少年育成、スポーツ、芸術文化の各分野の統合から13年目、公益財団法人に移行から11年目を迎えました。

「人材育成・財務運営・事業運営・組織運営」に関する基本的な考え方を財団運営方針に定め、本財団の「経営計画2024」に基づき、将来に向けて持続的な財団運営を目指すと共に、今後も、事業を継続的かつ安定的に実施するため、常に事業の見直しを進めると共に、地域や関係団体との情報共有等連携を含め、利用者の立場に立った、より質の高いサービスの提供に努めます。

施設の管理運営については、本財団がこれまでに培ってきたノウハウ、人材、実績を効果的に活用し、利用者が安心して快適に施設を利用していただけよう、施設及び設備の充実に努めます。

今日まで本財団の基本理念に基づき、各分野において様々な事業を展開してまいりましたが、昨今では、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、これまでにない経験と未だ収束の見えない状況のなか、コロナ禍において取り組んだ実績と教訓を踏まえ、コロナ共生社会としてwithコロナ・afterコロナも見据えた法人運営と事業展開に努めます。

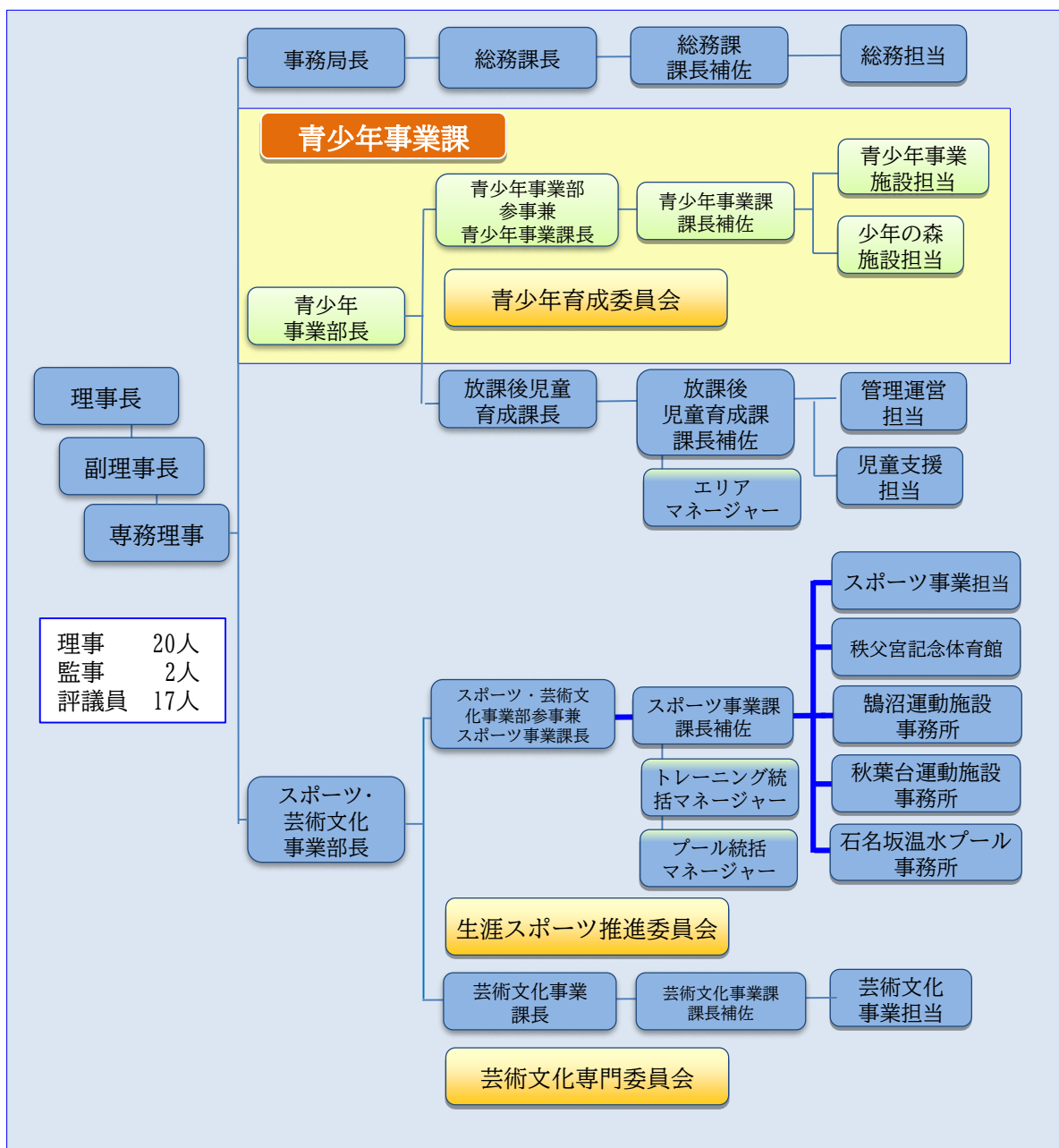
今後も引き続き、藤沢市の政策理念を尊重し、コンプライアンスはもとより公共的使命と社会的責任を認識した厳正かつ公正な経営に努め、市民の期待と信頼に応えていきます。

⑤ 組織基盤・体制

本財団は、公益財団法人として専門的な知識を有する方々で組織する理事会及び評議員会を定期的で開催しています。さらに専門的分野に関しては、各事業部門に専門委員会（青少年育成委員会、生涯スポーツ推進委員会、芸術文化専門委員会）を組織し、事業運営の方向性及び課題などについて諮問的機能を併せ持った運営を行っています。

組組織図

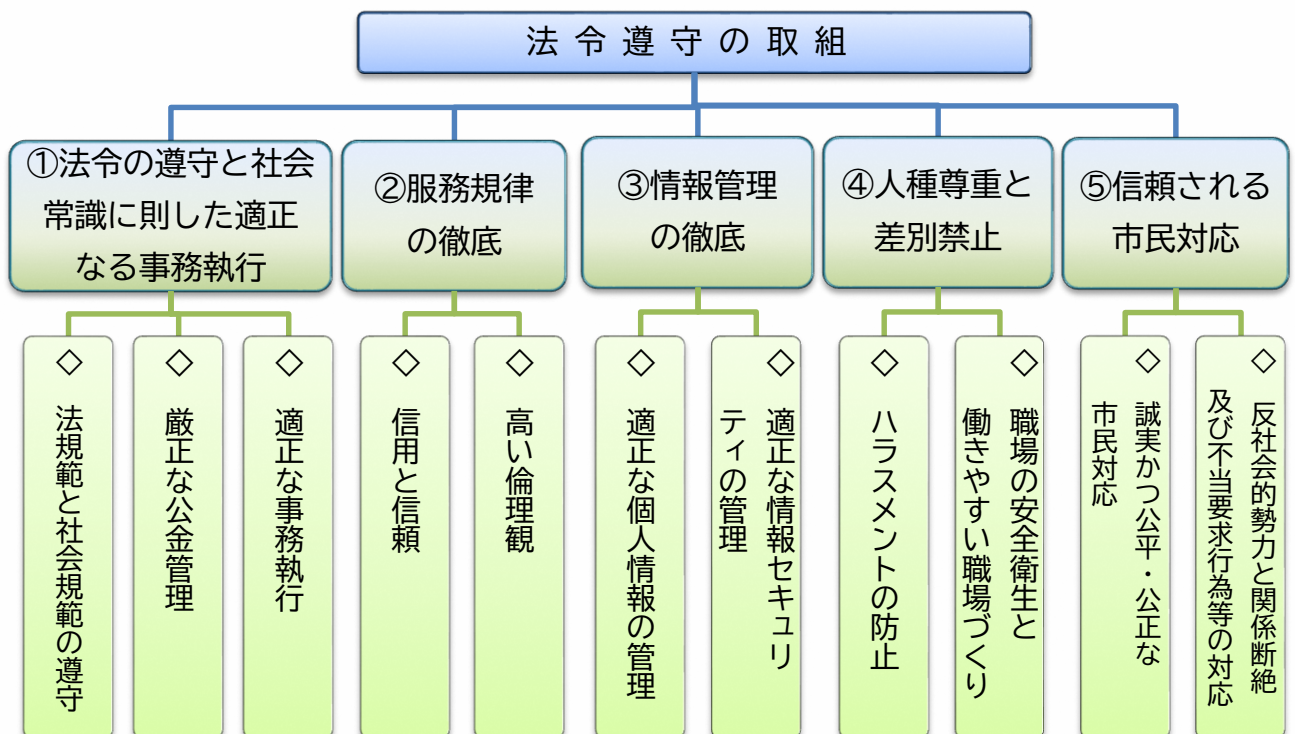
2022年8月1日現在



(2) 法令遵守の取組

本財団は、公共的使命と社会的責任を認識し、市民はもとより社会からも信頼される誠実な法人活動に取り組みます。法令を遵守することは、藤沢市が出資する公益財団法人としての使命の一つと捉え、すべての職員が共通認識のもと、市民から信頼される組織を構築するため「コンプライアンス行動指針」を定め、職員一人ひとりが常にコンプライアンスを意識して行動いたします。

また、万が一、コンプライアンスに関わる事故や違反が発生した場合には、「公益通報者保護規程」及び「綱紀審査委員会規程」などの内部規程に基づき迅速に対処します。組織的又は個人的な法令違反行為等に関する相談又は通報の仕組みと法令違反行為等の調査と処罰を決定するシステムを確立しており、不正行為等の早期発見と是正を図り、コンプライアンス経営の強化に努めます。さらに、コンプライアンスをリスクマネジメントの一環として捉え、抱えるリスクを評価・予防し、制御するしくみを構築すると共に、OJTや研修を通じた職員の教育により、不正・犯罪行為に対する抑止力を高めて不正等を防止いたします。



① 法令の遵守と社会常識に則した適正なる事務執行

ア 法規範と社会規範の遵守

事務の執行にあたっては、指定管理者管理運営の基準に記載の法令等を確認し、その内容を十分理解し、正しく適用すると共に、改善が必要な場合には、迅速に対応します。また、職場において法令等の違反行為や違反の可能性がある行為等を認識したときは、隠ぺい等を含め見過ごすことのないよう、「公益通報者保護規程」に基づいて適切に対応します。

イ 厳正な公金管理

施設使用料金や事業参加者負担金収入、物品販売による収入など、多くの現金を取り扱うことから、現金の取り扱いに関しては「現金等収納及び取扱いマニュアル」に基づき、2人以上による確認作業を徹底し、現金残高在高表と照らし合わせて金庫内にある現金の確認を行い、不正防止やヒューマンエラーの防止に努めます。

ウ 適正な事務執行

コンプライアンスについては職員のみならず、委託業者に対してもそれぞれの業務に求められる法令遵守に関して仕様書に記載し、関係法令等の遵守の徹底を図ります。

② 服務規律の徹底

ア 信用と信頼

職員は、職務遂行中はもとより、勤務時間外においても自らの行動が本財団全体の信用に影響することを常に意識し、市民の信頼を損なう行動はしないことを徹底します。

イ 高い倫理観

利害関係者から金銭、物品等の提供を受けたり、飲食、遊戯を共にするなど、市民の疑惑を招くような行為はしないことを徹底します。

③ 情報管理の徹底

ア 適正な個人情報の管理

「藤沢市個人情報の保護に関する条例」及び本財団の「個人情報保護に関する規程」に基づき、適正な取り扱いを徹底します。



イ 適正な情報セキュリティの管理

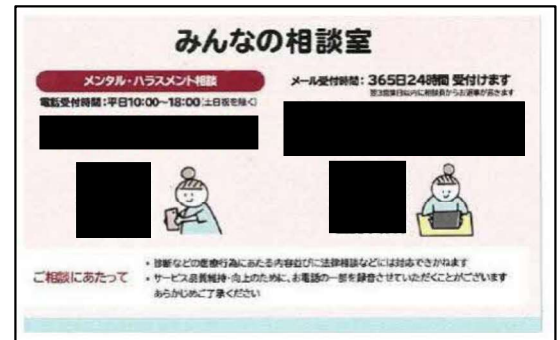
電子情報の改ざん、漏えいや情報システム障害を防止するため、情報セキュリティ対策の重要性を職員一人ひとりが認識するための情報セキュリティに関する研修を行い、適正に実務処理することを徹底します。

④ 人権尊重と差別禁止

ア ハラスメントの防止

セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメント等は、職員の勤労意欲を低下させると共に、職場環境の悪化を招き、円滑な職務の遂行を阻害する行為であることを職員一人ひとりが認識して行動することを啓発活動により徹底します。

また、ハラスメント相談窓口に加え、令和4年度から外部機関での相談窓口「みんなの相談室」を設置。ハラスメントとメンタルヘルスを一本化した相談窓口により、ハラスメント防止の徹底に努めます。



イ 職場の安全衛生と働きやすい職場づくり

安全衛生及び防災に係わる法令を遵守して誰もが安心して働くことができる職場環境の整備に努めます。

本財団では、臨時職員を含む全ての職員が、心身の健康を保ち、快適な職場環境を形成するために職員の安全衛生管理について、総括管理委員会及び衛生委員会を組織し、安全衛生に関する事項を調査・審議しています。また、令和4年度から児童クラブ分科会・メンタルヘルス分科会に加え、健康的な身体づくりを継続して行うためフィジカルヘルス分科会を新たに立ち上げました。

直接市民と接する職員が安全かつ心身の健康を保つことは、市民サービスの向上にも繋がると考えています。

⑤ 信頼される市民対応

ア 誠実かつ公平・公正な市民対応

市民と接するときには、自らの対応が本財団だけではなく藤沢市全体への評価となることを常に意識し、誠実かつ公平・公正な対応を行うと共に、市民からの意見、相談、苦情等については、プライオリティを高め、常に市民の立場で考えて親切丁寧に対応します。

イ 反社会的勢力との関係断絶及び不当要求行為等の対応

反社会的勢力には毅然とした態度で対応し、一切の関係を持ちません。

また、本財団への要望や苦情等が、暴力や脅迫を伴う不当な手段によって職務を強要するなどの不当要求行為等に該当する場合には、「不当行為等の対策に関する要綱」に基づき、毅然とした態度で対応します。

(3) 財務面の健全性・安定性

① 財団の経営資力

本財団の財務状況は、財務諸表に基づく一般的な財務分析から示される数値により、公益財団法人として適正であり、当該指定管理施設の管理運営を計画的かつ安定的に行える経営資力を有していると考えております。

ア 過去3カ年の財務諸表

□ 貸借対照表

(単位：円)

科目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
I 資産の部			
流動資産	362,248,216	502,390,230	435,261,902
固定資産	1,492,783,246	1,489,722,861	1,456,282,835
資産合計	1,855,031,462	1,992,113,091	1,891,544,737
II 負債の部			
流動負債	357,711,634	425,306,407	343,068,413
固定負債	628,511,604	632,296,812	636,185,315
負債合計	986,223,238	1,057,603,219	979,253,728
III 正味財産の部			
指定正味財産	431,943,669	426,310,259	412,404,237
一般正味財産	436,864,555	508,199,613	499,886,772
正味財産合計	868,808,224	934,509,872	912,291,009

□ 正味財産増減計算書

(単位：円)

科目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
(1) 収益計	3,071,856,259	2,774,354,537	3,017,667,435
(2) 費用計	3,046,139,769	2,708,056,989	3,036,901,298
法人税・住民税及び事業税	70,000	595,900	2,985,000
【当期正味財産増減額】	25,646,490	65,701,648	△ 22,218,863
【正味財産期首残高】	843,161,734	868,808,224	934,509,872
【正味財産期末残高】	868,808,224	934,509,872	912,291,009

イ 財務分析表（安全性分析）

貸借対照表並びに正味財産増減計算書から算出したデータを基に、財務の安全性に係る主な指標を表示したものです。

指 標	令和元年度	令和2年度	令和3年度
I 流動比率	101.3%	118.1%	126.9%
II 負債比率	113.5%	113.2%	107.3%
III 固定長期適合率	99.7%	95.1%	94.0%
IV 自己資本比率	46.8%	46.9%	48.2%

- I 流動比率：この比率が高いほど、短期的な資金繰りに余裕があることを示す指標
※ 100%を超えていることが望ましい
- II 負債比率：他人資本が自己資本に対してどれだけあるかを示す指標
※ 100%未満～300%位まで。基本的には100%未満が良いとされている
- III 固定長期適合率：自己資本と固定負債の合計額に対して固定資産の割合を示す指標。固定資産が安定した資金で賄えているかどうかを表す
※ 100%未満が望ましい
- IV 自己資本比率：総資産に占める自己資本の割合を示す指標
※ この値が高いほど財務構造上の安定性が高い。業種によって異なるが、30%以上が安定の目安とされている

② 安定的・継続的な運営に向けた財務基盤の確立

基本理念に基づいた責任ある役割を果たし、安定的・継続的に運営していくためには、安定した財務基盤の確立が必須です。これまでの考え方にとらわれない発想による収益源の確保や、ICTの積極的活用による経費の節減、公益法人の財務基準である収支相償の効率的、計画的な達成など、職員一人ひとりが経営的意識を持って取り組むことで、「安定的・継続的な運営に向けた財務基盤の確立」を目指します。

ア 収益源の多様化による自主財源の確保と拡大

収益事業の見直しや、国や民間助成金の活用、クラウドファンディングの実施など、新たな収益源の確保について検討し、創意工夫を凝らして安定した財務基盤の確立に努めます。

イ 公益目的事業会計における収支の適正化

公益法人には、「収支相償（利益を生じさせず、利益が生じた場合はすべて公益目的事業に還元する）」という財務基準があることから、適正な収入と適正な支出が求められます。そのために、中期的な計画に基づく経営や、収入支出の検証と分析による事業展開に努めます。

ウ ICTの積極的導入・活用による業務の効率化と経費の節減

本財団の経費のうち、人件費が大きな比重を占めています。統一したイントラネットの構築や、電子決裁、事業運営システムの導入などICTの活用により手続きを簡素化し、人的負担を軽減すると共に経費の節減を図ります。

エ 職員の経営的意識の醸成

職員が経営的な意識を持つことは、財務に係る課題を解決する最も重要な要素です。積極的な情報発信や研修等を実施し、意識の醸成に努めます。

安定的・継続的な運営に向けた財務基盤の確立への取組み		
ア. 収益源の多様化による自主財源の確保と拡大	イ. 公益目的事業における収支の適正化	ウ. ICTの積極的導入・活用による業務の効率化と経費の節減
エ. 職員の経営的意識の醸成		

今後も、青少年の主体性や創造性を育み心豊かに育つための環境づくりを推進すると共に、より一層の安定した財務基盤の構築に努め、公益財団法人として責任ある法人運営を行っていきます。

(4) 管理運営実績

本財団は、藤沢市青少年協会の時代から27年間にわたり、藤沢市の出資団体として、行政、地域、関係団体、学校と連携し、青少年施設等の管理運営及び青少年健全育成事業を行ってきました。また、青少年団体、青少年育成団体と行政とのパイプ役を務め、支援を行うことで、青少年健全育成の社会的環境の向上にも貢献してきました。

指定管理者としての管理運営実績

指定管理期間	年数	指定管理区分	管理施設
平成17年度～平成19年度	3年	藤沢市青少年会館指定管理者	藤沢青少年会館 辻堂青少年会館
		藤沢市少年の森指定管理者	藤沢市少年の森
平成20年度～平成24年度	5年	藤沢市立児童館指定管理者	大鋸児童館 鶴洋児童館 石川児童館
			辻堂児童館
平成25年度～平成29年度	5年	藤沢市地域子どもの家指定管理者	湘南台子どもの家 大越子どもの家 本町子どもの家
			片瀬子どもの家 大庭子どもの家 秋葉台子どもの家
			羽鳥子どもの家 六会子どもの家 高谷子どもの家
			中里子どもの家 長後子どもの家 俣野子どもの家
			藤沢子どもの家 鶴南子どもの家 村岡子どもの家
			鶴沼子どもの家 八松子どもの家
平成30年度～令和4年度	5年	藤沢市青少年会館指定管理者	藤沢青少年会館 辻堂青少年会館
		藤沢市少年の森指定管理者	藤沢市少年の森
		藤沢市立児童館指定管理者	大鋸児童館 鶴洋児童館 石川児童館
		辻堂児童館	
		藤沢市地域子どもの家指定管理者	湘南台子どもの家 大越子どもの家 本町子どもの家
			片瀬子どもの家 大庭子どもの家 秋葉台子どもの家
			羽鳥子どもの家 六会子どもの家 高谷子どもの家
			中里子どもの家 長後子どもの家 俣野子どもの家
			藤沢子どもの家 鶴南子どもの家 村岡子どもの家
			鶴沼子どもの家 八松子どもの家 大道子どもの家

※ 平成21年度までは、財団法人藤沢市青少年協会として管理運営。

※ 村岡子どもの家については、移転により閉館した平成26年12月1日～平成28年3月1日までの期間、管理運営実績なし。

※ 平成31年4月1日から藤沢子どもの家がFプレイスへ移転。

※ 令和3年4月1日に大道子どもの家が新設され、同年4月より管理運営。

II 事業計画書

1 施設の効用の発揮

(1) 施設利用の促進

地域子どもの家は昭和59年に湘南台子どもの家が設置されて以来、順次各地域に整備され、令和3年には市内18施設目となる大道子どもの家が整備されました。

幼児から中学生までの地域子どもたちが、地域の人たちに見守られながら、安全・安心に遊ぶことができる場所として、また乳幼児の保護者のための子育て支援の場所として、地域の青少年育成の拠点となる重要な役割を担ってきました。

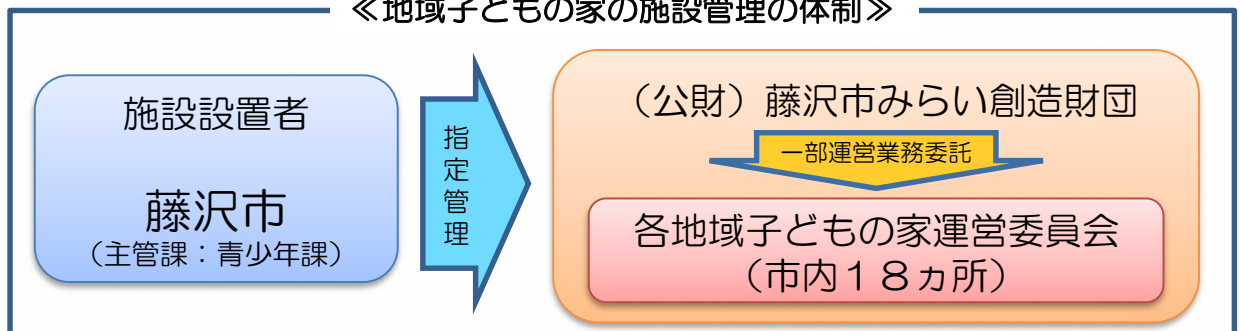
本財団は、地域子どもの家の指定管理者としてこれまで取り組んできた実績を基に、地域との連携・協働をさらに深め、施設利用者にとって「イイ場所」とするために利便性の向上及び利用者の興味を引きつける新たな事業等を積極的に展開することで、さらなる施設利用の促進を目指します。

① 地域と協働した施設運営

本財団は、地域子どもの家の管理運営業務を遂行するにあたり、「藤沢市地域子どもの家条例」及び「藤沢市地域子どもの家条例施行規則」を遵守した上で、公益財団法人藤沢市みらい創造財団（旧財団法人藤沢市青少年協会）として平成17年度から現在までの計17年の期間に地域子どもの家指定管理者として培った経験や成果、実績を最大限に生かし、施設運営に努めます。

本財団における地域子どもの家管理運営業務については「地域市民との協働による管理運営」、「地域の子どもは地域で見守り育てる」という趣旨のもと、実質的な施設運営については地域ボランティアで構成された運営委員会が担い、本財団は全体的な視野のもと、各運営委員会への指導、運営委員長会議・研修の実施などを通じ、18施設全体の維持管理を担います。「地域主体の管理運営」を基本理念に、これまで培ってきた地域との関係性を生かして「第二期藤沢市子ども・子育て支援事業計画」に基づいた地域子どもの家運営に努めます。

《地域子どもの家の施設管理の体制》



ア 地域運営委員会との協働による運営

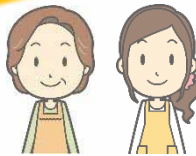
本財団は、地域子どもの家管理運営業務について「地域市民との協働による管理運営」「地域の子どもは地域で見守り育てる」という趣旨のもと、日常的な施設管理運営については地域ボランティアで構成された地域子どもの家運営委員会（以下「運営委員会」という。）に委託します。

本財団が地域子どもの家18施設全体の管理運営を担い、各運営委員会が各館の運営や地域の特性を生かした事業等を担い、さらに、各運営委員会が推薦した「見守る人」が受付や子どもたちの遊びを見守るなど、直接子どもたちと関わる日々の運営を行います。

日常の施設の運営を地域の大人が担い、地域の子どもたちと関わることで、地域の遊び場としてだけでなく、地域と繋がる居場所として、地域の特性を生かしながら施設の利用を促進していきます。

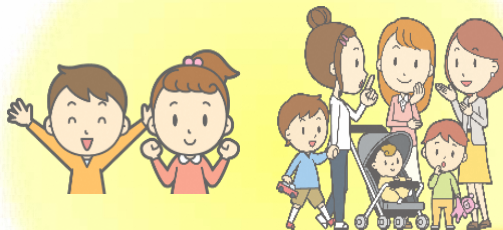
＜地域子どもの家の施設管理運営業務の執行体制＞

見守る人
日々の運営



- ・受付業務や物品の貸し出し
- ・子どもたちの見守り
- ・施設利用者とのコミュニケーション
- ・軽微な施設保全 等

施設利用者



藤沢市みらい創造財団
全体の管理運営

子どもの家運営委員会
運営・事業の実施



【地域子どもの家18施設全体の業務運営】

- ・各子どもの家運営委員会との連絡調整
- ・運営委員長会議の実施
- ・大規模な施設修繕
- ・災害時の防災本部機能
- ・運営委員、見守る人を対象とした研修会の実施
- ・その他全体の運営及び事務 等

- ・地域子どもの家の運営業務
- ・財団事務局との連絡調整
- ・事業の計画、運営、報告
- ・見守る人の連絡調整 等

イ 地域ボランティア「見守る人」による日常業務の運営

□ 親切な受付と丁寧な説明

施設利用者が地域子どもの家に来所した際、初めに行うのが受付です。受付名簿へは氏名と緊急連絡先の記入が必須となりますが、小学1年生ではうまく記入することができない子どもも多いため、受付時から丁寧なサポートを行います。

さらに、施設の利用の仕方、注意事項などを見守る人が説明し、利用者が「また利用したい」と思えるような親切な対応に努めます。



見守る人による受付業務

日	氏名	学年	月	日	曜日
1	-	1-2	4	16	
2	-	1-2	4	16	
3	-	1-2	4	16	
4	-	1-2	4	16	
5	-	1-2	4	16	
6	-	1-2	4	16	
7	-	1-2	4	16	
8	-	1-2	4	16	
9	-	1-2	4	16	
10	-	1-2	4	16	
11	-	1-2	4	16	
12	-	1-2	4	16	
13	-	1-2	4	16	
14	-	1-2	4	16	
15	-	1-2	4	16	

この受付簿については、緊急時の対応に際してのみ使用します。ご協力をお願いします。

受付簿

□ 子どもの遊びや利用をサポート

日々の施設利用者との関わりは、本財団の基本方針である「いい場所」に基づき、子どもたちをサポートする気持ちを基本とし、施設利用者とのコミュニケーションを積極的に図り、地域の子どもたちが安心して過ごせる「地域の居場所」としての機能を十分に発揮するよう努めます。



施設利用者への対応や声かけ



子どもたちの見守り

ウ 伝承文化的な事業と子どもの家祭りの実施

昔遊び等の伝承文化的な事業や毎年行うお祭り事業など18地域それぞれの地理的特性や人材などの特色を生かした様々な事業を実施します。

伝承事業は節分や七夕など昔ながらの行事はもちろんのこと、ハロウィンやバレンタインなどの、子どもにとって身近になった季節感のある事業も取り入れることによって、より一層楽しめる事業を実施します。

このような事業を実施することで、日々遊びに来る場所だけでなく子どもたちの体験の場となり、青少年を健全に育成します。



子どもの家まつり



七夕まつり



おもいほり



ハロウィン

② 安全・安心な施設の運営

地域子どもの家で安全に楽しく過ごすことができるよう、環境整備に努めると共に、接遇意識の向上を図り、施設利用者が「また来たい」と思ってもらえるように取り組みます。

ア 安全・安心に自由な発想で遊べる施設

地域子どもの家に設置してある木の温もり溢れる遊具等で安心して遊べるように、施設及び遊具の点検整備を定期的に行い、常に施設の機能が安全・安心に利用できるよう努めます。

また、幼児から中学生までの幅広い子どもたちが、全身を使った自由な発想で遊べる施設であると共に、図書コーナーや貸し出し遊具等の充実も図り、さまざまな施設利用者のニーズに沿った施設運営に努めます。



全身を使って遊べる遊具



充実した図書コーナー



年齢に応じた遊具の貸し出し

イ 子ども・子育てを支援する接遇

施設利用者にとって親しみやすく過ごしやすい場所であるために、基本的な接遇はもちろんのこと、子どもたちの遊びや活動、利用のマナー等を子どもたちの目線に合わせて優しく丁寧に指導します。

また、乳幼児とその保護者へは、保護者のサポートに繋がることを心がけ、子育てを支援する気持ちを持った対応をします。



笑顔での対応



見守る人の定例会

③ 利用者の手に届きやすいPR活動

ア ホームページのコンテンツの充実

□ 施設情報、イベント情報の発信

地域子どもの家の施設や遊具の紹介やイベントの情報等をより詳細にホームページへ掲載する事によって、地域子どもの家を利用したことの無い市民に足を運んでいただくきっかけになると共に、施設利用者へ情報を提供します。

□ 「見守る人」紹介コーナーの開設【新規提案】

地域子どもの家の施設紹介だけでなく、見守る人についても、その存在や役割を紹介するページを掲載します。子どもたちが安全に遊べるように、見守り、サポートをする見守る人をPRすることにより、子どもを送り出す保護者への安心感を高め、施設利用者の増加を図ります。また同時に、見守る人の担い手不足解消にも繋がるように工夫し、円滑な運営に努めます。



□ 「見守る人」募集でのホームページの活用【新規提案】

見守る人の募集は、地域コミュニティを大切にするため、運営委員会が中心となり行ってきましたが、これまでどおり運営委員会を中心に地域コミュニティの力を生かすと共にホームページを活用することで、より広く募集していきます。



イ 市内全小学1年生へ施設パンフレットの配布

小学1年生から子どもだけで利用できること、また、子どもを見守っている見守る人がいることを、子どもたちとその保護者一人ひとりに届くよう、藤沢市立の小学1年生全員に、パンフレットを配布いたします。

ウ マスコットキャラクター「みらぞう」を活用した案内及び施設づくり

「みらぞう」は本財団の発足記念フェスティバルを契機に公認マスコットキャラクターとして誕生しました。案内掲示物や施設内の装飾に「みらぞう」を活用することで、子どもの利用者にも分かりやすく、かつ親しみやすい施設づくりに努めます。



(2) サービスの向上

たくさん子どもたちが自然と集まってくるような、居心地の良い施設運営を目指し、これまでの指定管理期間中に施設利用者から寄せられたご要望に応えるサービスを提案します。

① 年代の違う利用者の動線の錯綜による危険回避【新規提案】

乳幼児から中学生までが遊ぶ子どもの家は、異年齢の友達を作ることができる交流の場となりますが、年齢で遊び方が異なるため、年代の異なる利用者の動線が重なることで危険が生まれます。藤沢市や運営委員会と調整しながら施設に応じた対策を講じます。



② 家族利用の受け入れ【新規提案】

小学生以上の子どもの付添い人は、原則として地域子どもの家の利用対象ではありませんが、以前から家族での利用ニーズがあります。学区外の地域子どもの家に来所いただくこともあり、その場合は家族での利用が多くあります。

また、複合施設はその性質上、家族での利用傾向が高く、今後も需要は多くなると推測されるため、藤沢市や運営委員会との調整を図り、現在のニーズにあった運営に努めます。



③ 見守る人研修の充実

地域ボランティアの見守る人になるためには、特別な資格は必要ありません。そのため接遇や緊急時の応急手当等のスキルも様々です。そこで、見守る人の資質の向上を目的に見守る人全体研修を実施しています。子どもに関わる講演会を行い、必要な知識を習得します。

また、他施設との情報交換会・グループワークを通じて、それぞれの施設の問題点に気付くと共に、改善方法を考える機会をつくります。現在、見守る人全体研修を年に1回実施していますが、実施回数を増やすと共に、内容についてもその都度必要な知識・技能を得られるように検討し、更なる資質の向上のため、研修の充実を図ります。

④ 支援を必要とする子どもの理解と連携強化【新規提案】

地域子どもの家には様々な子どもたちが遊びにくるため、児童虐待、貧困、障がい等、支援を必要とする子どもの利用が一定数あると考えられます。地域子どもの家の見守る人に対して、研修等を通して正しい知識を普及することで、支援を必要とする子どもに気づき、本財団を通じて関係機関や支援団体に繋いでいきます。また、本財団は、藤沢市をはじめとした関係機関との連絡体制を構築し、連携強化に努めます。



⑤ 施設内での飲食

地域子どもの家では、熱中症対策として飲んで良い場所を決めて、水筒の持ち込みを認めている以外は、基本的に館内での飲食は禁止となっています。

親子での利用の際の乳児の離乳食や幼児の昼食、子どもの孤食など利用者のニーズと社会の課題に応えられるよう、時間や場所を限定した形での飲食について藤沢市や運営委員会と調整しながら試行していきます。

⑥ 時代のニーズに即した施設整備

ア 洋式トイレとタッチレス水栓の整備

地域子どもの家開設時は、和式トイレと洋式トイレが設けられましたが、現在は家庭等でも洋式トイレが一般的であり、施設利用者のニーズに応えるために和式トイレを洋式トイレに順次整備します。

また、旧型の水栓についても使用方法を精査し、必要に応じてタッチレス水栓を整備し、節水や感染症対策に努めます。

イ 自動販売機の設置

道路に面した敷地内に飲料の自動販売機を設置します。自動販売機を設置することにより施設利用者や近隣住民の利便性の向上を図ると共に、販売手数料を確保し、施設運営費用に充当することでより良い施設運営に努めます。

各年度の事業実施計画

本財団ではこれまでの指定管理者としての実績をもとに、利用者サービスをさらに向上させるよう、PDCAサイクルを実践し、常に計画を見直し、施設利用者に満足してもらえる施設づくりに取り組みます。

地域子どもの家 各年度の事業実施計画

提案事項	令和5年度	令和6年度	令和7年度
ホームページのコンテンツの充実 (P19)	「見守る人」紹介コーナー 企画 → 作成	実施検証/改善	
「見守る人」募集でのホームページの活用 (P19)	運営委員会との 調整/ホームページ作成	試行	効果検証/改善
年代の違う利用者の動線の錯綜による 危険回避 (P21)	実施方法等の検討/試行	実施検証/改善	
家族利用の受け入れ (P21)	ニーズ及び実施施設の調査 藤沢市と運営委員会との調整	試行/課題と効果の検証/改善	
支援を必要とする子どもの理解と連携強化 (P22)	関係団体との調整 研修の実施	関係団体との調整 研修内容の改善/実施	
施設内での飲食 (P22)	運営委員会への説明 /試行施設の調整	試行/課題と効果の検証/改善	実施施設の拡大



(3) 平等な利用の確保

公共施設の管理者として、「地方自治法」及び「藤沢市人権施策推進指針【改訂版】」に基づき、特定団体や個人に対し不公平が生じないように施設管理に取り組んでいます。また、誰もが公平に施設利用及び事業に参加できるよう、利用者の立場で、「安全・安心・快適」に利用できるように管理者としての役割を果たしていきます。

① 誰もが利用しやすい施設環境づくり

施設利用者に楽しく、安全に利用していただけるようハード面とソフト面でのバリアフリーの充実を目指します。ハード面では授乳スペースの検討、ソフト面では、筆談による対応や藤沢市と連携した手話通訳者の配置など可能な限りの対応に努めます。また、日本語に不慣れな外国籍市民に対しては、外国語（英語・韓国語・スペイン語・ポルトガル語）の利用案内などユニバーサルデザインに努めます。

Facility Guide for Fujisawa Elementary Children's House

- Who can use it?
 - Elementary school and Junior high school students
 - Traveling child with a chaperone
- Hours open hours and closed day
 - February-October 10:00-17:00
 - January-November 10:00-16:00
 - December 10:00-16:00
- Closed days
 - 5th Sunday of each month
 - Year end and New Year (December 28-January 4)
- How to use the house?
 - Please write your name, school name, grade/year and phone number on the sheet provided at the reception desk.
- Indicate clear reception sheet holder
 - Let's make friends and play with anyone.
 - Do not talk to get injured while you are playing.
 - Do not cause trouble to others.
 - Do not bring in food to the house. Put your drinks in a water flask.
 - Let's make sure to leave your bicycle at the designated area.
 - There is no car parking provided. Please do not come by car.
 - If there are needs to attend with a preschool child when they use the house, please come to the house after you have returned to house from the school.

No.	Name of the house	Address	Phone number
1	Ishimizu Children's House	4-20-7 Ishimizu, Fujisawa	0465-25-2552
2	Kawan Children's House	2-3-4 Kawan, Fujisawa	0465-27-7400
3	Kawan Children's House	4-3-1-1 Kawan, Fujisawa	0465-25-5574
4	Takazato Children's House	17-1-1 Takazato, Fujisawa	0465-42-2515
5	Fujisawa Children's House	153-3 Fujisawa, Fujisawa	0465-24-2175
6	Esperanza Children's House	2-1-2 Esperanza, Fujisawa	0465-24-2671
7	Otsuki Children's House	12-8-3 Otsuki, Fujisawa	0465-44-9653
8	Oka Children's House	120-7 Oka, Fujisawa	0465-49-4252
9	Moritan Children's House	141-8 Moritan, Fujisawa	0465-41-4252
10	Chuo Children's House	115-5 Chuo, Fujisawa	0465-42-2555
11	London Children's House	1-1-1 London, Fujisawa	0465-50-1861
12	Mitsuki Children's House	1-2-1-1 Mitsuki, Fujisawa	0465-52-2552
13	Honmachi Children's House	1-1-1 Honmachi, Fujisawa	0465-25-4800
14	Ashihara Children's House	100-2 Ashihara, Fujisawa	0465-21-4252
15	Takaya Children's House	2-2-2 Takaya, Fujisawa	0465-25-5555
16	Matsuo Children's House	101-7 Matsuo, Fujisawa	0465-45-1444
17	Mitsuki Children's House	1-1-2 Mitsuki, Fujisawa	0465-25-5511

外国語の施設案内



段差のない施設



多目的トイレ

② 職員及び見守る人の適切な対応

本財団では、子どもから高齢者まで、誰もが気持ち良く利用いただけるように、職員及び見守る人を対象に接遇研修を実施し、市民から愛される施設を目指します。また、藤沢市の職員研修にも積極的に参加し、藤沢市職員と共通認識を持つと共に、施設利用者が常に安心して利用いただける公平で平等な施設運営を行います。



見守る人研修

③ 事業申込みの公平性

事業の申込受付については、先着順または抽選により決定し、公平性を確保いたします。また、「藤沢市における障がい理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」に基づき、障がいをお持ちの方々に対する合理的配慮として、FAXによる申し込みも受け付けます。

④ 誰もが参加できる機会の推進

「ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律」を基に、青少年はもとより、障がいの有無、高齢者等、あらゆる人々の能力と個性を発揮する場として、事業参画の機会を設けます。

また、LGBTQなど利用者や事業参加者での多様性を理解するために正しい知識を習得し、職員間で共有します。



③ 苦情やクレーム等の対応

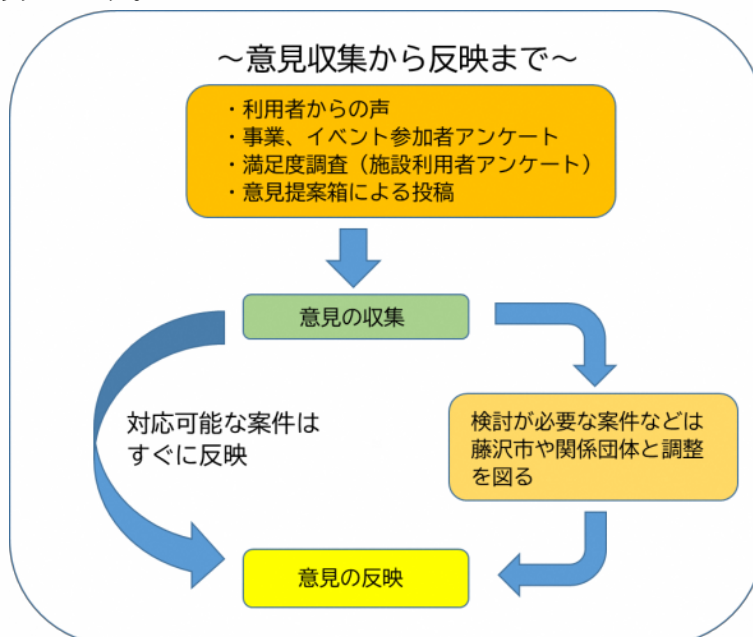
苦情やクレーム対応については、「コンプライアンス行動指針」に基づき、職員（見守る人）一人ひとりがファーストコンタクトの重要性を十分理解し、施設利用者の立場に立って真摯に対応すると共に、職員（見守る人）間で情報を共有するなど、施設利用者を待たせず、迅速に対応できるよう努めます。また、初期対応した職員（見守る人）が孤立しないよう、バックアップ体制を整え、職員（見守る人）への安全配慮にも努めます。今後も、寄せられた苦情やクレームは貴重なご意見と捉え、施設運営や管理などの改善に生かした取り組みを推進します。

本財団におけるコンプライアンス行動指針

- 法令等を遵守した適正な事務執行
- 服務規律の徹底
- 情報管理の徹底
- ハラスメントの防止
- 信頼される市民対応

④ 反映方法

アンケートや意見箱に寄せられた、施設利用者からのご意見・ご要望については、その都度施設職員及び運営委員会等で協議し、早急に対応を図ります。なお、検討が必要な案件については、藤沢市や関係団体と調整を図り、反映できるように努めます。



⑤ 専門委員会の設置

市内青少年関係団体の方々に構成する「青少年育成委員会」を設置し、施設運営の現状の課題や今後取り組むべきことを協議し、事業や施設運営に取り入れます。

公益財団法人藤沢市みらい創造財団 青少年育成委員会 選出団体

No	団体名等	No	団体名等
1	学識経験者	10	児童館運営委員長会議
2	藤沢市宇宙少年団	11	地域子どもの家運営委員長会議
3	藤沢市科学少年団	12	藤沢市立小学校長会
4	藤沢市ガールスカウト連絡会	13	藤沢市青少年育成協議会 (財団理事)
5	藤沢市社会教育委員会議	14	藤沢市子ども会連絡協議会 (財団理事)
6	藤沢子ども劇場	15	藤沢市青少年指導員協議会 (財団評議員)
7	藤沢S L少年団	16	藤沢市子ども青少年部青少年課
8	藤沢海洋少年団	17	県立青少年センター
9	児童クラブ運営委員長会議	18	学識経験者

令和3年度の専門委員会で提言された内容

■事業について

- 「子どもの自主性を育み、自ら考え、自ら動ける人を育てる」
- 「新規事業だけでなく、既存事業のブラッシュアップが必要」
- 「事業に関するニーズ調査と分析」
- 「青少年ボランティアの指導技能向上」
- 「学習支援 近隣大学との連携」 など

■青少年施設運営について

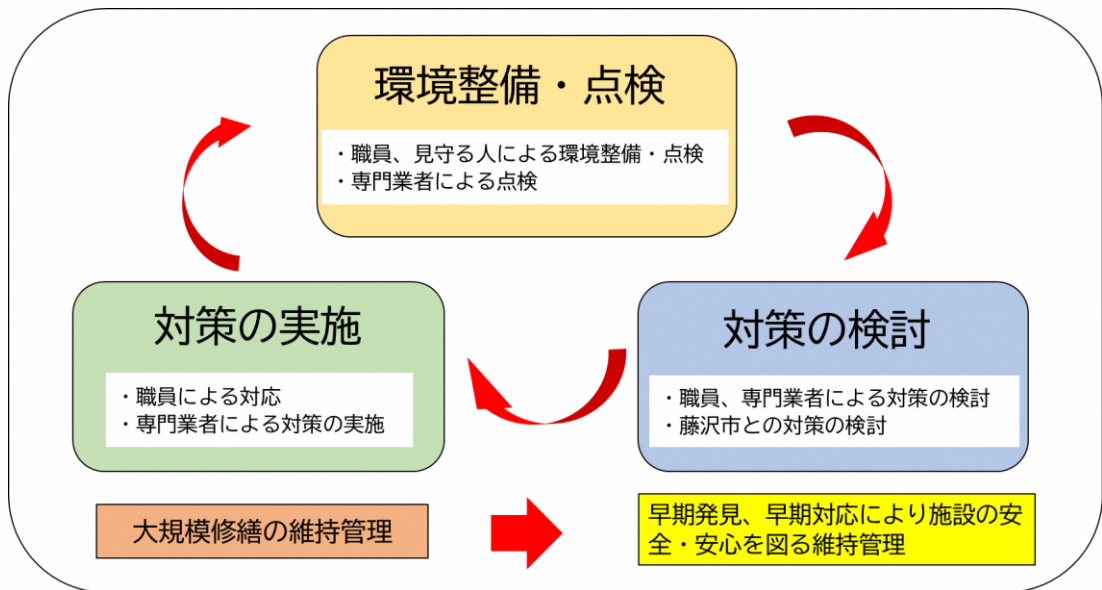
- 「現在利用している子ども達を大切にすること」
- 「積極的なSNSの活用」
- 「人とのつながり地域連携」
- 「少年の森におけるハード面の充実」
- 「児童館・子どもの家における食事の実施」
- 「少年の森の自然を残す」 など

(5) 施設・設備の維持管理

施設利用者が安心かつ快適に施設を利用できるよう、職員・専門業者による施設点検、対策の検討、対策の実施、というサイクルを計画的に実施できる施設の維持管理体制を構築します。

また、大規模修繕を中心とした維持管理から、日常点検に重点を置き、危険箇所、不具合等の早期発見、早期対策を施すことで、施設の長寿命化を図り、「利用者の安全確保」と「経費縮減」を両立させます。

① 施設・設備の長寿命化への取組



ア 環境整備、点検について

□ 運営委員会・見守る人による環境整備、点検

故障を未然に防ぐ予防保全の考え方を基本として日常点検・定期点検、効率的な修繕等を行い、施設の長寿命化を図り、常に正常な施設・設備を維持するように管理いたします。法令に準拠した点検を行い、点検記録及び修繕履歴の分析から将来を見据えた中長期修繕計画を作成・提案します。



□ 専門業者による対策

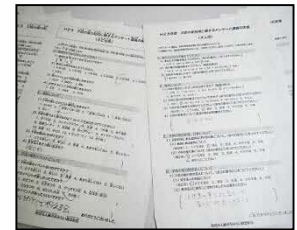
職員で対応が難しい危険箇所・設備の不具合の修繕及び植栽管理、害虫駆除等については、対策を専門業者に依頼し実施します。



② 施設利用者等からの要望

ア 施設利用者アンケートの実施

施設利用者に施設・設備に関するアンケートを実施することで、施設利用者のニーズを把握し、適切な対策を講じます。



イ 運営委員会からの要望

地域団体や地域の方々で構成された「運営委員会」を設置し、施設運営に団体や地域からの視点で意見を求めることで、地域ニーズを把握し、優先順位をつけて対応します。



③ 備品の管理

備品台帳を作成し、データにて一括管理することで、経過年数・修繕履歴等を把握します。また、施設の維持管理と同じく設備の機能・財産価値を長期保持するためライフサイクルコストの縮減を目指します。



2 危機管理体制

(1) 防犯・防災対策

本財団は、警察や消防、藤沢市、地域住民と協力しつつ、これまでの指定管理期間の中で起きた様々な事案を一つひとつ解決してきた経験を通して、不審者発生時の対応に関する「防犯マニュアル」と、火災や地震、風水害等の自然災害時の「防災マニュアル」を組み合わせた「危機管理マニュアル」を作成し、防犯・防災に対する体制を確立してきました。今後も、その時々に応じて「危機管理マニュアル」を更新しつつ、防犯体制を強化し、藤沢市と連携して、防犯・防災対策を推進します。

また、新型コロナウイルス感染症に関する対応については、藤沢市の方針に従い情報共有を図りながら、感染状況を鑑み施設運営や事業・イベントの実施について判断してまいります。

① 防犯対策

多くの子どもが利用する地域子どもの家において、防犯への取り組みは、子どもたちの安全を確保する上で必要不可欠です。「危機管理マニュアル」にある「防犯マニュアル」に則し、見守る人は施設内の巡回、目視等で安全確認に努めると共に、館内での迷惑行為を未然に防ぐよう努めます。なお、地域子どもの家には職員が常在しないため、施設利用者と地域ボランティアの安全を確保するため、緊急時にボタン一つで警備会社へ連絡できる緊急通報システムを取り入れ、見守る人が常備するほか、夜間等の閉館時間以降については警備会社に機械警備を委託し、犯罪を未然に防ぐよう努めます。



緊急通報システム



機械警備

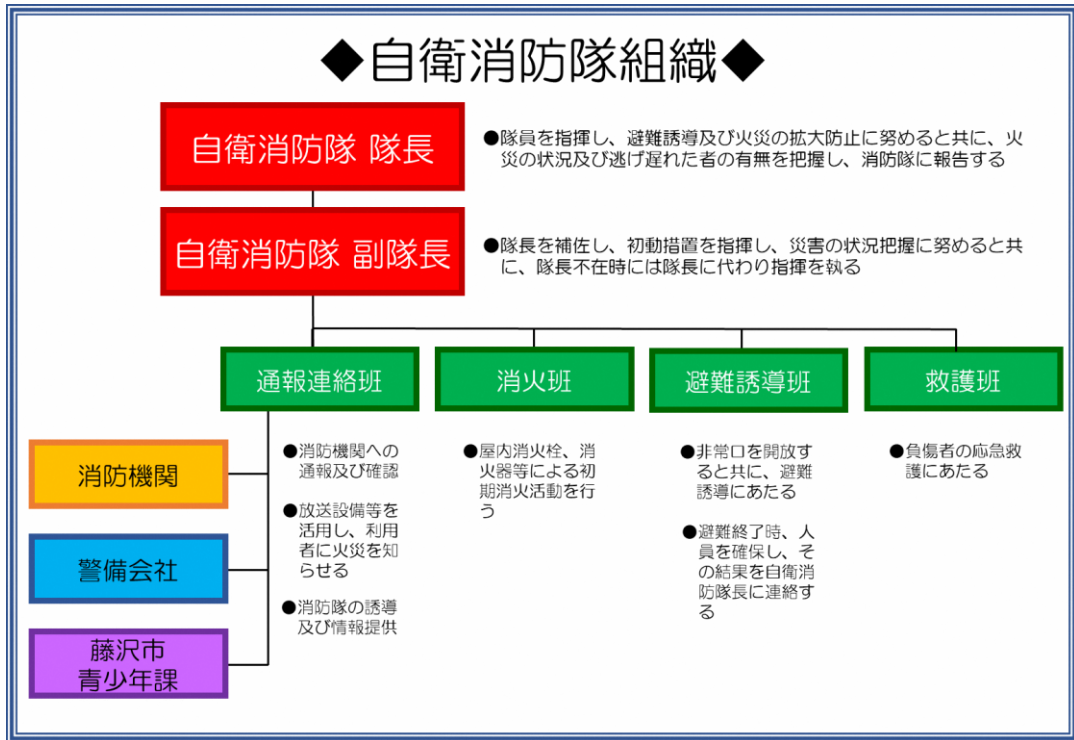


さすまたの配備

② 防災対策

ア 火災への取組

火災の際には、施設利用者の人命を最優先し、迅速かつ適切な対応できるよう、「危機管理マニュアル」にある「防災マニュアル」に則し、法律上必要な施設（大規模施設）については自衛消防隊を組織し、定期的な消防訓練を実施します。また、消防法に基づく甲種防火管理者資格取得者を配置し、施設規模に応じて消防計画を作成し、消火器や防火扉、誘導灯等の消防設備については、委託業者により法令に基づく定期的な点検を行い、消防署への届出を行います。

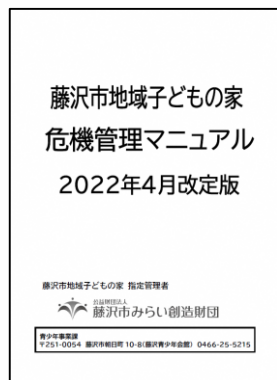


イ 地震・風水害への取組

「危機管理マニュアル」にある「防災マニュアル」に則し、各施設における立地状況等の特性を考慮した地震、風水害対策に取り組めます。なお、近年の異常気象に対応できるよう大雨や土砂災害等の対応についても検討し、その時々に応じてマニュアルの改訂を行います。

【防災マニュアル】

- ・ 風水害等が予想される時の施設防災準備の方法や対策
- ・ 地震発生時の避難誘導方法、避難場所、津波への対策
- ・ 火災発生時の施設利用者避難誘導、自衛消防隊等の事前取決め事項 など



財団危機管理マニュアル



財団が作成した
危機管理マニュアルに基づき、
各施設で災害マ
ニュアルを作成



片瀬子どもの家
災害マニュアル



八松子どもの家
災害マニュアル

ウ 防災設備の維持管理・点検

災害発生時に、施設で迅速かつ適切に施設利用者の安全を確保できるよう、日頃から防災設備や消火器、防火扉、誘導灯等の消防設備について適切な維持管理を行います。

また、法令に基づき専門業者による定期的な点検を行い、消防署への届出を行います。



藤沢市防災ラジオ



防災無線受信機



ヘルメット



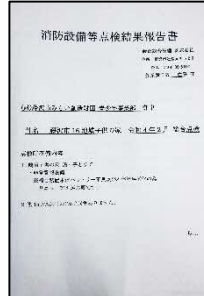
緊急避難バック



消火器



緊急放送機器



消防設備点検結果報告書



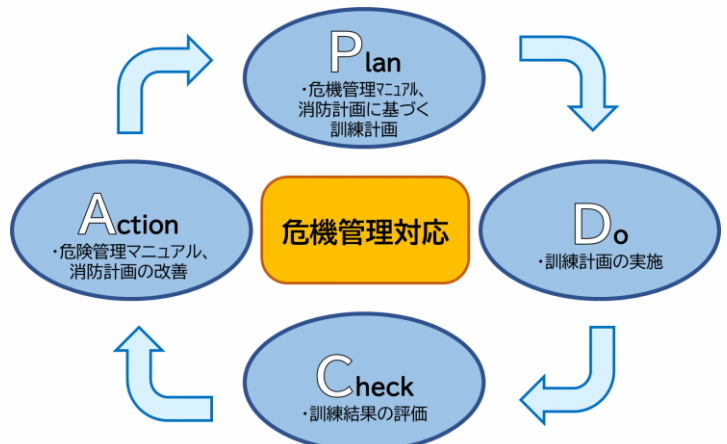
AED

エ 防災訓練

天災等の危険は忘れた頃に突然やってくるものです。青少年施設は、日頃から多くの子どもたちが利用しているため、青少年を想定した危機の把握と予防、いざという時の事前の準備、危機発生時の迅速かつ的確な対応により被害の最小化に努めなければなりません。そのため、火災や地震、津波など様々な危機を想定した訓練を計画し、定期的実施した訓練の評価、意見集約を行い、その結果を危機管理マニュアルや消防計画へ反映します。



様々な状況を想定した防災訓練



(2) 緊急時の対応

従来からの緊急事態に備えた組織体制、危機管理マニュアルを整備すると共に、定期的に事故や災害を想定した訓練を行います。

本財団防災計画について、財団災害対策本部機能を位置づけ、情報の管理、職員配置等を見直し、体制の確立を図ります。

① 緊急時対応の基本方針

ア 施設利用者の安全を最優先

緊急事態発生時には、二次事故の防止に努め、人命救助を最優先し、迅速で適切な予防、応急手当を行います。

イ 各施設との連携、情報の共有

災害が発生した場合には、各施設の状況を藤沢市に報告すると共に、情報の収集にあたり、各施設と連携を図り対策を講じます。

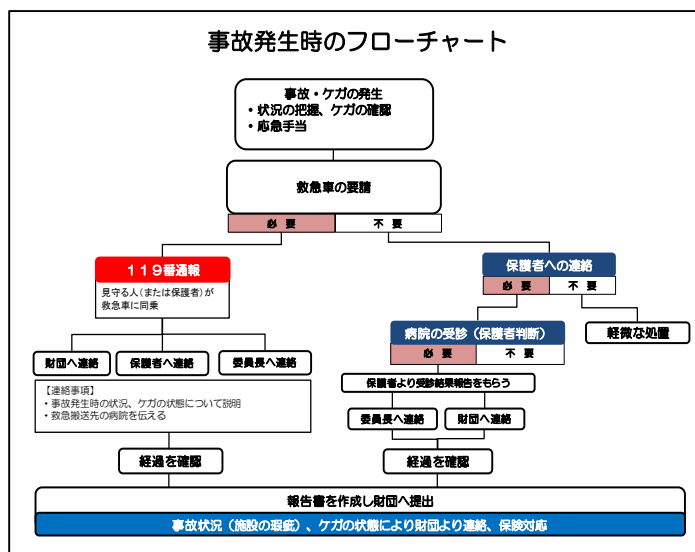
② 発生時の対応

ア 事件・事故発生時の対応

事故や急病など、緊急時においては、発生した事態に応じて見守る人等が直ちに必要な応急手当を実施します。必要に応じて救急車を要請し、誘導にあたるなど、危機管理マニュアルに基づき迅速な初期対応を行います。

また、情報収集を行い、事象全体の把握に努め、その内容を速やかに藤沢市に報告します。

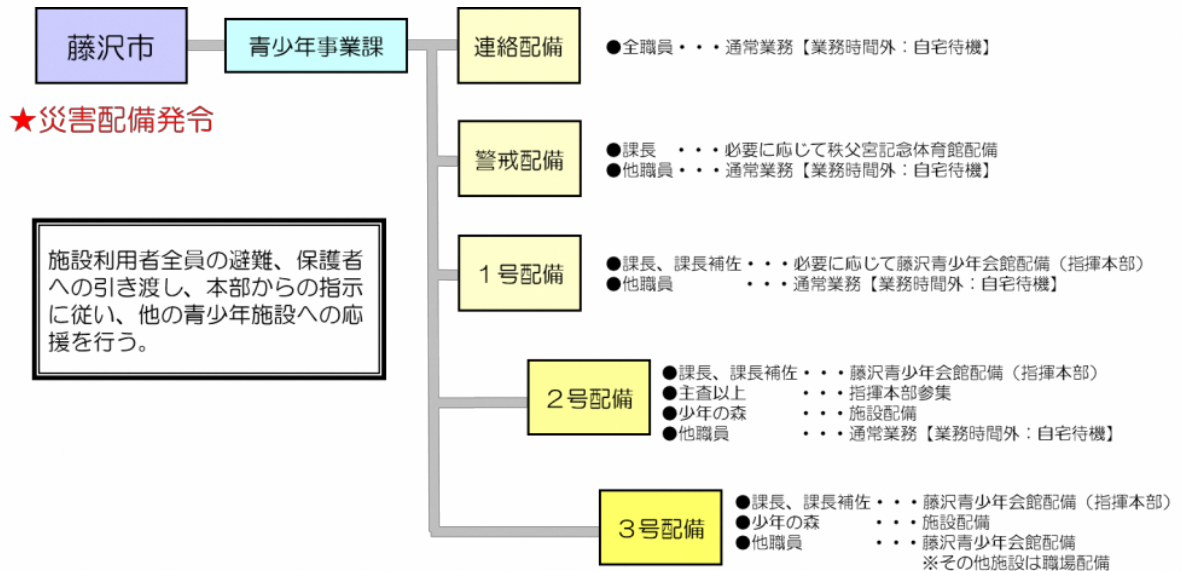
事後においては事故原因の分析及び事故責任の明確化を行い、その情報を共有、蓄積し、事故の再発防止を図ります。



イ 災害発生時の対応

□ 財団としての対応

気象警報発令時やその他災害の発生が予想される場合は、藤沢市防災配備体制に準じて本財団も警戒体制を敷き、施設利用者の安全を確保します。



災害配備体制（地震・津波の場合）

災害発生時の対応

1 初動体制

地震など緊急の災害発生時には、まず各職員が自身の安全を確保すると共に、施設利用者に対しても、各自の安全を確保するよう呼びかけます。職員は一時的な安全が確保でき次第、施設内の安全を確認すると同時に放送や呼びかけ等で施設利用者の安全を確保します。

2 避難誘導・救護

集約した情報をもとに予め決めた避難場所に、施設利用者が混乱しないよう、また逃げ遅れがないよう確認し、避難誘導をします。傷病が発生した場合は、必要に応じた応急手当を行います。

3 情報収集及び連絡

地震であれば震源や地震の規模などの情報を収集・把握すると共に、藤沢市や関係機関へ被害状況等の連絡を行います。

4 藤沢市との連携

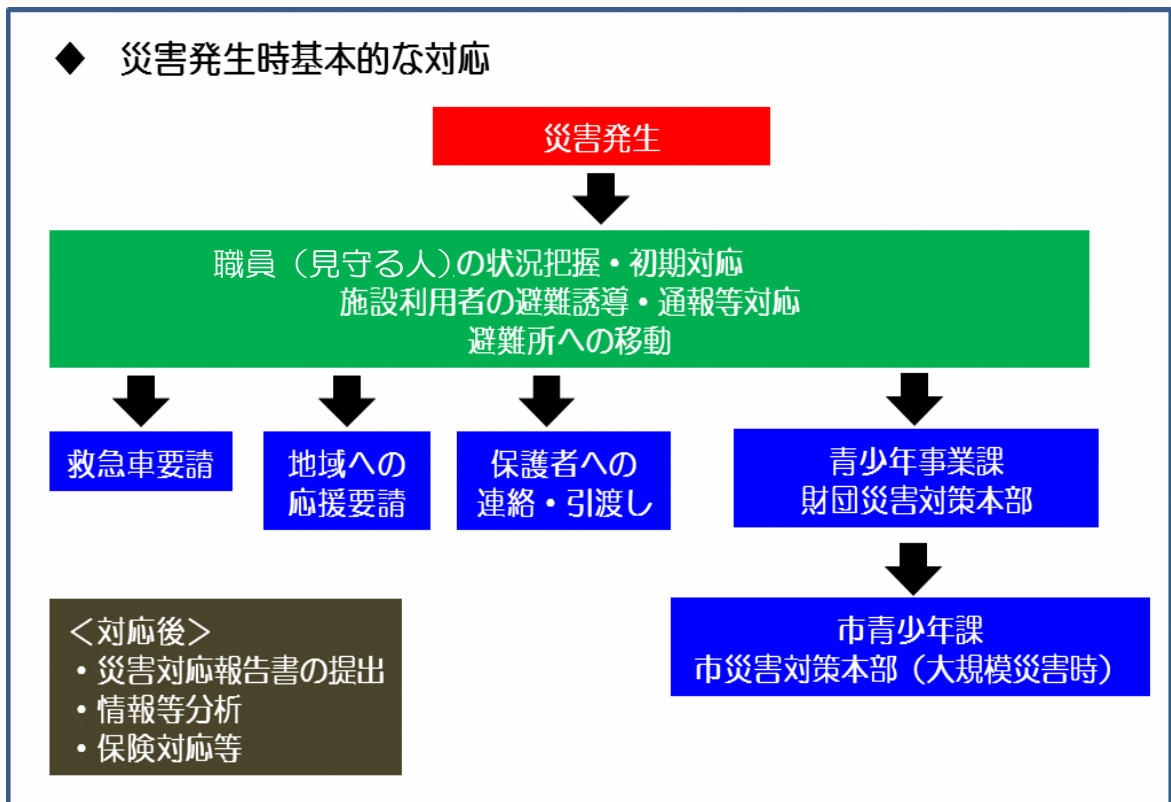
大規模災害が発生した場合には、本財団防災計画に基づき、財団災害対策本部を設置し、市の災害対策本部との連携を図ります。

□ 施設での対応

地震、津波、風水害、火災等の災害発生時は、各施設で作成している防災マニュアルを基本に、緊急対応します。事故・事件発生時と同じく、緊急を要する対応となるため「利用者の安全確保」「人命優先」を基本とした現場職員の状態把握、判断、行動を優先にします。

また、災害の際は、財団と見守る人、各運営委員会が連携をとり対応します。

◆ 災害発生時基本的な対応



定期的な危機管理マニュアルの改訂

近年、全国的に短時間強雨や大雨の強度・頻度の増加による河川の洪水、土砂災害、台風の強度の増加による高潮災害等、今まで想定されなかった異常気象が多く発生しています。

一度作成して終わりではなく、危機管理マニュアルは、常に新しい世の中の情報を取り入れ、随時更新していきます。

3 人員体制・経費

(1) 人員体制

各地域子どもの家の運営・事業については、「地域の子どもは地域で見守り育てる」という趣旨のもと、各地域の青少年団体、PTA、青少年指導員等で構成された運営委員会に運営業務を委託しています。日常業務については、各地域の有償ボランティアが「見守る人」として、常時2人体制で行います。

本財団職員は、市内18施設ある運営委員会との連絡調整、「見守る人」の資質の向上を目的とした研修会の実施、施設保全等、全体に関わる部分を本財団職員が担います。

職員配置については、キャリアに応じた職員をバランスよく配置し、施設利用者が安全・安心に利用できる施設づくりを目指すと共に、研修計画に基づき、職員が向上心を持てるよう配慮し、必要なスキルの習得にも、より一層力を入れて取り組みます。

① 職員配置

施設名	正規職員	非常勤職員	計
地域子どもの家（18施設）	1	1	2

役職	主な担当業務	人数	能力・実績等	雇用形態	1週間の勤務時間
管理運営担当者	<ul style="list-style-type: none"> 施設全体の管理運営統括 運営委員会との連絡調整統括 藤沢市との連絡調整統括 	1人	普通救命講習修了 甲種防火管理者 公共施設管理15年以上	正規	38.75h
事務員	<ul style="list-style-type: none"> 見守る人(約200人)への毎月の謝礼振込・源泉徴収事務 光熱水料費(18施設)の執行事務 	1人	給与・会計システム処理ができる	非常勤	38.75h

② 見守る人委嘱数

※見守る人：常時2人体制

施設名	湘南台		片瀬		羽鳥		中里		藤沢		鷗沼		大越		大庭		六会		長後	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
見守る人数		14		15		10		8		11	1	11		9		8		13		11
	14		15		10		8		11		12		9		8		13		11	

施設名	鷗南		八松		本町		秋葉台		高谷		俣野		村岡		大道		合計		
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	計		
見守る人数		15		10		12		12		13		14		9	1	17	2	212	214
	15		10		12		12		13		14		9		18		214		

③ 運営委員会構成団体及び人数

施設名	湘南台		片瀬		羽鳥		中里		藤沢		鶴沼		大越		大庭		六会		長後		
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	
選出母体	地区青少協	1	2	1	3	2	8					1		1					2		2
	青少年指導員		3		1	1	1				3					1					
	自治会	2	1		3			2			3		11		3		1		3		
	子ども会				3						1		1				2				3
	小学校長			1	1			2	2		1		1		2		1		1	1	
	PTA			1		5	2	9	4	11			1			6		1		2	1
	民生委員										1	1				1	1				
	主任児童員					1															
	市民センター長	1																			
	その他				2	2		5		2	1	1	1	1			9		3	2	4
運営委員数計	4	8	4	18	5	25	8	13	3	10	2	14	0	12	1	16	0	11	3	10	
	12		22		30		21		13		16		12		17		11		13		

施設名	鶴南		八松		本町		秋葉台		高谷		俣野		村岡		大道		合計			
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	計	
選出母体	地区青少協				2		2		3			2		1		1	4	30	34	
	青少年指導員				1									1		1	1	12	13	
	自治会	4	3	2	3			1			1	10	3		1	1	15	43	58	
	子ども会				2							2					0	14	14	
	小学校長	1			1		2	1		1		1	1		1		11	11	22	
	PTA			8		1		7		2		6		1		3	2	6	67	73
	民生委員														1		1	2	4	6
	主任児童員																0	1	1	
	市民センター長																1	0	1	
	その他	2	3		1		5		17					3	2	1	4	12	59	71
運営委員数計	7	14	2	11	0	16	1	23	1	6	1	16	7	8	3	10	52	241	293	
	21		13		16		24		7		17		15		13		280			

④ 見守る人研修計画

安全・安心できる施設運営を行うため、また、子どもに直に接するボランティアとしての資質の向上、子どもたちを取り巻く環境、社会情勢を知るための機会を確保します。

研修名	実施回数など	概要・目的
見守る人全体研修	年1回以上	子どもと直に接する有償ボランティアである見守る人の資質の向上を目的に実施します。子どもに関する講演会を行い必要な知識の習得、他施設との情報交換会・グループワークを通じて、それぞれの施設の問題点に気付くと共に改善方法を考える機会をつくります。
普通救命講習	年1回	運営委員、見守る人を対象とした藤沢市消防本部が開催する普通救命講習を開催し、救命技能の認定取得を行い、安心して施設利用ができる体制づくりを行います。なお、見守る人については、ほぼ全員が認定取得を行い、2年ごとに更新しております。(毎年)
施設自主研修	不定期	各施設ごとに抱える課題や疑問について、必要に応じて各分野の専門家や関連機関と連携し、解決することができるような研修を施設で実施することで、見守る人及び運営委員の資質の向上を図ります。
外部研修	随時	見守る人及び運営委員が自らが自主的に参加する外部研修等について積極的に支援していきます。子どもに関わる、個々の専門知識を高め、意欲を向上させることは、お客様への魅力あるサービスの提供に反映するものと考えます。

⑤ 職員研修計画

人材育成においては、採用時から監督者までの経験年数や階層に応じた研修を体系化し、基本研修、専門研修等を効率的・効果的に受講できるように努め、業務に必要な専門的知識・技術を身につける機会を確保します。

研修区分	研修名	実施回数など	概要・目的
基本研修 (階層別研修)	管理監督者研修	年1回	課長級、課長補佐級、上級主査級、主査級職員を対象に行う研修で、「管理監督者」としての最低限必要な知識を学ぶとともに、部門間を越えた意見交換、グループワーク等を通じて、自らの役割を考えることを目的とする研修
基本研修 (階層別研修)	新規採用職員教育	採用時：1回	公益財団職員としての心構えを身に付け、青少年施設職員に必要な基礎知識、技能を習得させるとともに、組織人としての自覚と責任を認識し、職場への適応性を養います。 また、新採用職員の育成の一環として、配属施設では、「育成担当職員」を定め、日々の業務の指導や助言を与えることで、効果的な育成を図る。
基本研修 (階層別研修)	事業課間研修	採用年度：3日	新採用の職員に対し、青少年事業課、放課後児童育成課、芸術文化事業課のイベント等に研修として各1日従事する。 各事業課のイベント・事業を体験することで、所属職場にのみとらわれない、広い視野を持った職員の育成を目的とする。
基本研修 (合同研修)	接客教育	定期研修：年1回	お客様に気持ち良くご利用いただくためには、スタッフの接客教育が大変重要と考えております。お客様が「また利用してみたい」と感じる心遣いのできるスタッフの育成を行います。 ・朝礼の実施（毎日：一日のスケジュール確認、共通認識、情報共有） ・「FUJISAWAにこやかクレド制度」に基づく、にこやかチェックの実施（毎日）
基本研修 (合同研修)	情報公開に関する教育	年1回	市民の「知る権利」を保障し、公正で開かれた管理運営を推進するため、本財団が保有する情報は公開を基本原則とするものですが、基本的人権としての個人情報を最大限保護する必要から、その取り扱いについては、全てのスタッフに、研修を通じ徹底指導を行います。（毎年）
基本研修 (合同研修)	個人情報保護教育	年1回	「個人情報」が誤った取り扱いをされた場合、個人に取り返しのつかない被害をおよぼす恐れがあり、個人情報の漏えい・紛失・改ざんのないよう研修を通じて全てのスタッフにその重要性を徹底指導いたします。（毎年）
基本研修 (合同研修)	人権施策に関する教育	年1回	人権問題について正しい認識と現状課題を理解し、人権意識の高揚を図ります。差別やセクシャルハラスメントの起こらない、人権を尊重する職場づくりをめざして、「藤沢市人権施策推進指針」のもと人権啓発活動を推進します。（毎年）
基本研修 (合同研修)	労働安全衛生に関する教育	年1回	職場における労働環境の整備や職員の健康を確保し、快適な職場環境を形成するためには、職員の共通認識が必要であると考えます。研修をとおして労働衛生に関する理解を深め、明るい職場づくりに努めます。（毎年）
基本研修 (職場研修)	緊急時対応教育	年2回 参集訓練：年1回	災害等を想定した自主訓練を関係各所の指導を仰ぎ、定期的に実施いたします。 ・消防訓練（自衛消防隊を組織 毎年） ・非常参集訓練（災害時を想定し職場へ参集 毎年）
基本研修 (職場研修)	救急救命教育	年1回	管理運営に従事する専任スタッフ全員に、藤沢市消防本部が開催する普通救命講習や、日本赤十字社の指導員資格を持つ本財団のスタッフによる講習会を開催し、救命技能の認定取得を行い、安心して施設利用ができる体制づくりを行います。（毎年）
専門研修	スキルアップ支援	随時実施	スタッフ自らが自主的に参加する外部研修等について積極的に支援していきます。スタッフの外部研修（OFF-JT）を支援することは、個々の専門知識を高め、意欲を向上させる意味で重要であり、その蓄えがお客様への魅力あるサービスの提供に反映するものと考えます。（毎年） ・指導者スキルアップ講習会 ・安全衛生講習会 ・ホームページ、チラシ講習会 ・全国青少年施設施設長会議 など

(2) 収支予算書

■ 藤沢市地域子どもの家 収支予算書（3か年）

【収 入】

(単位：円、税込)

科 目	令 和 5 年 度	令 和 6 年 度	令 和 7 年 度	合 計
指定管理料収入	106,018,000	106,332,000	106,572,000	318,922,000
物品販売事業収入	700,000	700,000	700,000	2,100,000
収 入 合 計	106,718,000	107,032,000	107,272,000	321,022,000

【支 出】

科 目	令 和 5 年 度	令 和 6 年 度	令 和 7 年 度	合 計
給料手当支出	5,238,000	5,313,000	5,388,000	15,939,000
福利厚生費支出	881,000	893,000	905,000	2,679,000
人 件 費 計	6,119,000	6,206,000	6,293,000	18,618,000
会議費支出	15,000	15,000	15,000	45,000
通信運搬費支出	830,000	830,000	830,000	2,490,000
消耗品費支出	514,000	514,000	514,000	1,542,000
修繕費支出	5,000,000	5,000,000	5,000,000	15,000,000
印刷製本費支出	123,000	123,000	123,000	369,000
光熱水料費支出	4,365,000	4,365,000	4,365,000	13,095,000
賃借料支出	80,000	150,000	150,000	380,000
保険料支出	59,000	59,000	59,000	177,000
諸謝金支出	51,690,000	51,690,000	51,690,000	155,070,000
租税公課支出	5,348,000	5,365,000	5,382,000	16,095,000
委託費支出	19,828,000	19,828,000	19,828,000	59,484,000
退職給付引当資産取得 支出	198,000	198,000	198,000	594,000
物 件 費 計	88,050,000	88,137,000	88,154,000	264,341,000
施 設 運 営 経 費	94,169,000	94,343,000	94,447,000	282,959,000
本部経費支出	12,549,000	12,689,000	12,825,000	38,063,000
支 出 合 計	106,718,000	107,032,000	107,272,000	321,022,000

■ 藤沢市地域子どもの家 収支予算書

(令和5年度) 収支予算書

【収入】

(単位：円、税込)

科 目	予 算 額	内 訳
指定管理料収入	106,018,000	
物品販売事業収入	700,000	自動販売機販売手数料
収 入 合 計	106,718,000	

【支出】

(単位：円、税込)

科 目	予 算 額	内 訳
給料手当支出	5,238,000	常勤職員・非常勤職員1人給料他諸手当
福利厚生費支出	881,000	常勤職員・非常勤職員1人法定福利費等
人 件 費 計	6,119,000	
会議費支出	15,000	
通信運搬費支出	830,000	
消耗品費支出	514,000	施設維持管理用消耗品
修繕費支出	5,000,000	施設修繕費
印刷製本費支出	123,000	子どもの家だより印刷代
光熱水料費支出	4,365,000	
賃借料支出	80,000	給与システム・PCリース
保険料支出	59,000	施設賠償責任保険料
諸謝金支出	51,690,000	見守る人謝礼
租税公課支出	5,348,000	納付消費税及び地方消費税
委託費支出	19,828,000	管理運営委託費(運営委員会)等
退職給付引当資産取得支出	198,000	
物 件 費 計	88,050,000	
施 設 運 営 経 費	94,169,000	
本部経費支出	12,549,000	本部業務管理費
支 出 合 計	106,718,000	

■ 藤沢市地域子どもの家 収支予算書

(令和6年度) 収支予算書

【収 入】

(単位：円、税込)

科 目	予 算 額	内 訳
指定管理料収入	106,332,000	
物品販売事業収入	700,000	自動販売機販売手数料
収 入 合 計	107,032,000	

【支 出】

(単位：円、税込)

科 目	予 算 額	内 訳
給料手当支出	5,313,000	常勤職員・非常勤職員1人給料他諸手当
福利厚生費支出	893,000	常勤職員・非常勤職員1人法定福利費等
人 件 費 計	6,206,000	
会議費支出	15,000	
通信運搬費支出	830,000	
消耗品費支出	514,000	施設維持管理用消耗品
修繕費支出	5,000,000	施設修繕費
印刷製本費支出	123,000	子どもの家だより印刷代
光熱水料費支出	4,365,000	
賃借料支出	150,000	給与システム・PCリース
保険料支出	59,000	施設賠償責任保険料
諸謝金支出	51,690,000	見守る人謝礼
租税公課支出	5,365,000	納付消費税及び地方消費税
委託費支出	19,828,000	管理運営委託費(運営委員会)等
退職給付引当資産取得支出	198,000	
物 件 費 計	88,137,000	
施 設 運 営 経 費	94,343,000	
本部経費支出	12,689,000	本部業務管理費
支 出 合 計	107,032,000	

■ 藤沢市地域子どもの家 収支予算書

(令和7年度) 収支予算書

【収入】

(単位：円、税込)

科 目	予 算 額	内 訳
指定管理料収入	106,572,000	
物品販売事業収入	700,000	自動販売機販売手数料
収 入 合 計	107,272,000	

【支出】

(単位：円、税込)

科 目	予 算 額	内 訳
給料手当支出	5,388,000	常勤職員・非常勤職員1人給料他諸手当
福利厚生費支出	905,000	常勤職員・非常勤職員1人法定福利費等
人 件 費 計	6,293,000	
会議費支出	15,000	
通信運搬費支出	830,000	
消耗品費支出	514,000	施設維持管理用消耗品
修繕費支出	5,000,000	施設修繕費
印刷製本費支出	123,000	子どもの家だより印刷代
光熱水料費支出	4,365,000	
賃借料支出	150,000	給与システム・PCリース
保険料支出	59,000	施設賠償責任保険料
諸謝金支出	51,690,000	見守る人謝礼
租税公課支出	5,382,000	納付消費税及び地方消費税
委託費支出	19,828,000	管理運営委託費(運営委員会)等
退職給付引当資産取得支出	198,000	
物 件 費 計	88,154,000	
施 設 運 営 経 費	94,447,000	
本部経費支出	12,825,000	本部業務管理費
支 出 合 計	107,272,000	

① 再委託の業務

施設の運営や事業等を地域の方々に組織する運営委員会に再委託するほか、遊具点検や消防設備点検等の専門的な業務等については、専門の業者等に再委託します。

ア 再委託業務一覧（令和5年度～令和7年度）

※表内の水色のマーカーは市内業者を予定している契約です。

再委託業務	受託企業/団体	本支店種別	契約方法	受託企業/団体の概要	予算案（単位：千円）		
					令和5年度	令和6年度	令和7年度
管理運営業務委託	各地域子どもの家運営委員会	市内団体	随意契約 地域、青少年関係者で組織された団体と契約	藤沢市湘南台4-20-7 ほか市内17団体	17,870	17,870	17,870
機械警備業務委託	※入札により区業者決定	—	入札 参加者の指名の際に市内企業の育成を考慮	未定	1,078	1,078	1,078
消防用設備点検業務委託	市内業者	市内本店	随意契約 市内業者優先	未定	130	130	130
大型廃棄物回収業務委託	市内業者	市内本店	随意契約 市内業者優先	未定	150	150	150
草刈・害虫駆除業務委託	市内造園業者	市内本店	随意契約 市内業者優先	未定	600	600	600

(3) 効率的な運営

本財団は、今までの指定管理期間にて利用者の安全確保を最優先に管理経費を執行してきました。その中で、利用者サービスの水準を保ちつつ、水道・電気使用量の抑制による料金の縮減や施設ごとの委託契約を一括にすることによる縮減など、様々なコスト縮減を実施してきました。また、施設の運営を地域の方々と協働することで、地域コミュニティの活性化だけでなく、副次的に管理経費の縮減に繋がっています。

① コスト縮減の徹底

施設利用者への快適な施設提供に努める一方、全職員が高いコスト意識を持ち、経費の縮減を図ります。電力会社、ガス会社の見直しによる光熱水料費の縮減を図るほか、施設内の照明類については故障したものからLED照明機器への変更を進めると共に、自動消灯システム（人感センサー）を導入し、照明の消し忘れを防ぐことで節電に取り組みます。

また、日常点検により修繕箇所を早期に発見し、早期対応することで修繕費を抑制すると共に、小規模の修繕など職員で対応できるものについては、業者に発注せず、自ら対応することで経費の縮減に努めます。施設敷地内にある樹木剪定や植栽管理などは、外部に委託することなく職員やボランティアの手で行なうことにより、管理運営コストを縮減します。

② 地域ボランティアとの協働

ア 地域ボランティアによる運営委員会の設置

地域子どもの家管理運営業務について「地域市民との協働による管理運営」、「地域の子どもは地域で見守り育てる」という趣旨に基づき、実質的な施設管理運営については、地域ボランティアで構成された運営委員会へ委託しています。

イ 地域ボランティア「見守る人」による運営

受付、施設利用者の安全管理、コミュニケーション、緊急時対応など、日々の運営業務は地域ボランティアの「見守る人」によって行います。

地域ボランティアが施設利用者と直接触れ合うことで、地域の子どもたちと大人が繋がり、地域で子どもたちを育てていくことに繋がると共に副次的に管理経費を抑えることができます。

③ ライフサイクルコストの縮減

設備や備品について、設置から使用期間を経て廃棄までの段階でかかる経費をトータルで考え、定期的なメンテナンスや初期段階での修繕を行い、設備・備品に関わる総経費を縮減します。

④ 指定管理料以外の収入源の確保

ア 物品販売手数料収入

飲料等の自動販売機の設置により、利用者サービスの向上を図るとともに、売上に応じた販売手数料を徴収し、施設の管理運営費に充当します。

イ 広告料収入

年4回発行している本財団広報誌 Fujisawa MIRAI.net に企業広告を掲載し、広告料収入を徴収し、施設の管理運営費に充当します。



広報誌 Fujisawa MIRAI.net に企業広告を掲載



物品販売手数料収入見込み額

年度	収入見込み額
令和5年度	700,000円
令和6年度	700,000円
令和7年度	700,000円
3年間合計	2,100,000円

4 市の施策への理解

(1) 情報の管理体制

公の施設の管理者として、「藤沢市個人情報の保護に関する条例」並びに「藤沢市情報公開条例」を遵守すると共に、本財団の個人情報の保護に関する規程等に基づき、利用者及び市民から収集した個人情報を適切、かつ安全に管理します。

また、本財団では各事業課に1人、一般社団法人日本プライバシー認証機構が認定する「個人情報取扱従事者資格」の有資格者を配置しており、今後も校正かつ適正な運営管理に努めます。

本財団における情報の管理関連規定

- 個人情報の保護に関する規程
- 情報公開規程
- 藤沢市の公の施設の指定管理者として行う業務に係る藤沢市個人情報の保護に関する条例施行規程
- 藤沢市の公の施設の指定管理者として行う業務に係る藤沢市情報公開条例施行規程
- 特定個人情報取扱規程
- 文書取扱規程

① 情報公開

- 法令を遵守し、保有する情報は公開を原則とし、非公開とする情報は適正かつ必要最低限にとどめて提供します。
- 公開請求の諾否決定については、藤沢市情報公開条例等法令や本財団規程を遵守し、かつ適正に対応します。

② 個人情報保護

- 収集にあたっては、その利用目的を明らかにし、必要最小限の内容を直接本人または保護者から収集します。
- 同意を得た目的以外に利用や提供をしません。
- 紛失、改ざん、漏えいを防止し、正確かつ最新の情報を管理し、職務上知り得た情報は、一切外部に漏らさず、職を辞した職員に対しても守秘義務を課します。

- 事業開催時における名簿、カメラは取り扱い担当者を指定し、行動中は常に所持し、紛失を防ぐ取扱基準を定めています。また、事務所での保管は、名簿類は指定のキャビネットにおいて集中管理し、カメラ、USB等は一括保管場所を設置、使用経緯が明らかになるよう管理表の記録を行います。業務終業後は、施錠管理しています。
- 必要がなくなった個人情報、速やかに廃棄、消去いたします。
- 「個人情報保護の基本方針」を策定し、財団の公式ホームページに掲載しています。

③ 情報セキュリティ対策

- 情報セキュリティに対する整備の促進を図り、事業課長をシステム管理者に定め、適切な管理を徹底します。
- 全職員を対象に、年1回の定期的な研修を行い個人情報保護の重要性の周知、適正な取り扱いの徹底に努めます。
- PCアクセスはログインパスワードを用い、個人情報を含むデータについてもパスワードを設定し、パスワードは定期的に変更します。
- USB等の外部メディアに関しては登録がないものは接続ができないよう設定し使用制限をかけると共に、保管場所についても施錠管理を確実にを行います。
- PCはマイクロソフト社のアクティブディレクトリにより集中管理し、常に監視ができるようにしています。セキュリティーソフトについても一括管理され、外部からのウイルスに対応するほか、パソコン操作のログも記録しています。
- ファイリングシステムによる定期的な書類の廃棄を行うと共に、情報漏えいを防止するため、分別によるシュレッダー処理を、適正に実施します。



④ 情報漏えい時の対応方法

- 万一、情報漏えいが発生したと考えられる場合については、速やかに藤沢市へ報告を行うとともに、指示に従い、迅速な対応に努めます。
- 被害を最小限に抑え、再発を防止する措置をとるとともに、対象者に対し誠意ある対応をします。
- 再発防止策を策定し、藤沢市へ報告のうえ全職員に徹底します。
- 情報漏えいが発生した場合、責任をもって対応できるよう以下の保険に加入します。

保険種目	保険金額	補償内容
個人情報漏えい保険	1億円(上限額) / 1事故あたり	個人情報漏えいした際に法律上の損害賠償責任を負担することによって被る被害と事故対応のために支出した費用

(2) SDGs の理解

本財団は、国連が定めた「持続可能な開発目標」及びこれに基づいて藤沢市が策定した「藤沢市SDGs 共創指針」の内容を理解し、SDGs の視点を踏まえた施設管理及び事業の実施を行います。これまでも藤沢市の施策の理解に努め、イベント等でSDGs の推進活動を連携して行ってきまして、さらに市が策定した「ふじさわSDGs 共創パートナー」に登録申請し、市と共にSDGs の推進を図ります。

① 環境への配慮と取組

「藤沢市環境基本計画」及び「藤沢市地球温暖化対策実行計画」の趣旨を理解し、環境負荷の低減や環境に配慮した取り組みを実施します。

また、日々の業務の中での実践はもちろんのこと、指定管理期間における計画的な物品の更新など、継続性・実効性を優先した目標を設定し、藤沢市の公共施設としての役割に貢献できるよう努めます。

- 環境に配慮した取り組みを進めるため、職員に啓発活動を行い意識を高めます。
- 施設電球を段階的にLEDに更新し、更なる消費電力の削減に取り組めます。
- クールビズ・ウォームビズを取り入れ、エアコンの設定温度をこまめに調整し、電力の削減に努めます。
- 照明の間引きやこまめな消灯など電力の削減に努めます。
- ゴミの分別、両面コピー、裏紙の再使用など資源の活用に努めます。
- 資料の共有化、電子メールを活用し、ペーパーレス化に努めます。
- 地域の清掃活動に参加、施設周辺の清掃活動を行います。
- 各種環境ラベリング製品を率先して購入します。
- 施設利用者へ節電、節水等の呼びかけを行います。
- 事業等を通して青少年へのエコ活動の推進を行います。


 ふじさわSDGs 共創パートナー宣言書  (様式2)

わたしたちは、SDGs の達成に向けて取り組み、
 藤沢らしさを未来に引き継ぐことに貢献します。

企業・団体名	公益財団法人藤沢市みらい創造財団	宣言日	
代表者	石井 勉 男		
〒	251 - 0054		
所在地	藤沢市朝日町10-6 藤沢青少年会館 5 階		
ホームページ	https://www.f-mirai.jp		



② 障がい者への配慮

藤沢市が出資する公益財団として、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の責務を果たすにあたり、法令及び「藤沢市における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」に基づき、合理的配慮の提供など、今後も適切な対応に努めます。

施設職員としての心構え

- 相手のニーズに真摯に向き合う接遇をめざし、「F U J I S A W A に こ や か ク レ ド」の行動指針を理解し、推進します。
- 困っている様子の方を見かけたら、声掛けを行い、問題解決に取り組みます。
- 「丁寧」に「繰り返し」相手の意思を確認し、信頼される対応を心がけ、コミュニケーションを大切にします。
- プライバシーの保護に十分配慮した親切な対応に努めます。
- 必要とされる支援に合わせた、臨機応変で柔軟な対応に努めます。
- 障がいに対する正しい理解が地域社会に浸透するよう、職員一人ひとりが啓発の役割を担っていることを認識し、行動します。



③ 社会的障壁への配慮

- 開催する事業に障がいのある方からの参加の希望があった時、状況把握と参加方法を調整し、誰でも参加できるまち、インクルーシブ藤沢を目指します。
- 肢体不自由の方には、職員が手動式扉の開閉や、雨等の影響によるスリップなどの危険を取り除き、安全に施設を利用できるよう取り組みます。
- 障がい者理解についての研修に積極的に参加します。
- 耳が不自由な方には、筆談等を行い、その方にとって最適なコミュニケーション方法を取り入れて対応します。（窓口に「耳マーク」を掲示）
- 目が不自由な方には、積極的な声掛けを行い、必要に応じて誘導も行います。また、点字ブロックなどユニバーサルデザインを取り入れた施設づくりを推進します。

- 知的、発達、精神障がいの方には、その方々のペースに合わせ、分かりやすい言葉で説明、対応します。また、必要に応じて身振り手振りのジェスチャーなどを用いることでコミュニケーションを図ります。
- 補助犬（盲導犬・聴導犬・介助犬）について、公共施設として受け入れ責務を果たせるよう取り組みます。
- 事業の受付時において、電話での申込みが困難な方にはFAXによる受付を行います。
- 障がいのある方も安心して施設を利用できるように多目的トイレを設置します。



多目的トイレの設置



ヘルプマークの掲示

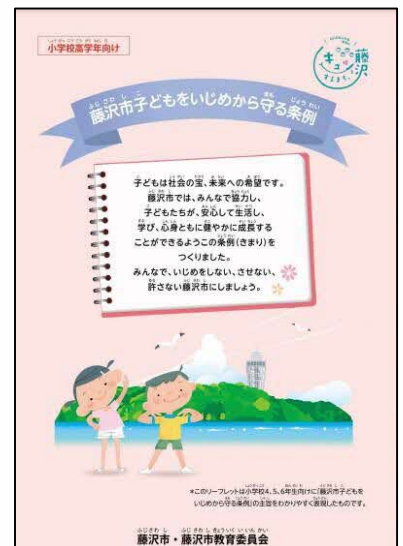
④ 人権施策への理解

「藤沢市人権施策推進指針【改訂版】」に基づき、全ての人が生まれながらに持っている権利＝「人権」が尊重されるまちづくりと、藤沢市がまちづくりの1つのコンセプトに掲げているインクルーシブ藤沢の「共生社会の実現をめざす誰一人取り残さないまち」の趣旨を理解・推進するために人権施策研修を行い、人権意識のさらなる高揚に努めます。

今後も、市民一人ひとりが尊重され、共に生きるまちづくりに向けた施設運営に努めます。

人権を守るための具体的な取組

- 職員一人ひとりが、「人権」を正しく理解し、責任を持った行動が取れるよう人権施策推進に関する研修を実施し、人権意識のさらなる高揚を図ります。
- 「藤沢市子どもをいじめから守る条例」に基づき、公共施設としての責務を果たし、保護者や当事者から気軽に相談できる環境づくりに取り組みます。
- 外国語（英語等）を用いて利用における注意事項の案内表示を行います。
- セクシュアル・マイノリティの人権を尊重し、多目的トイレの利用を案内するなど、その方にとって最善の施設利用・事業参加の方法を提案します。また、職員間で情報を共有し、統一した丁寧な対応に努めます。
- 仕事と家庭の調和を保つことは、充実したライフステージを送るために必要不可欠です。ワークライフバランス推進のため、過重な時間外労働の縮減や年次有給休暇の取得促進について、各施設で目標を定めて取り組みます。
- 「コンプライアンス行動指針」に基づき、セクシャル・ハラスメントやパワー・ハラスメント等、職場におけるハラスメントを職員一人ひとりが認識し、その予防と解決に取り組みます。



- 疾病・疾患に対し正しい知識を持ち、施設利用時には細心の注意を払いながら、その方の人権を尊重して対応します。
- 施設内にホームレスと思われる方がいた場合、差別や偏見のない態度で接し、藤沢市に報告すると共に、自立支援に向けた取り組みに協力します。
- 施設のバリアフリー化を図ります。
障がいの有無に関わらず、誰もが安全かつ安心して利用できる優しい施設づくりを推進します。
- 乳幼児をお連れになる方が快適に施設を利用していただけるよう、施設内に授乳室を設置するなど、より優しい施設づくりを推進します。



授乳室の設置

(3) その他の市の施策の理解

本財団では、藤沢市の経済の活性化及び地元事業者の育成の観点から「公益財団法人藤沢市みらい創造財団契約に関する規程」において、指名競争入札参加者の指名等については、藤沢市内に本支店を展開する地元業者の育成に配慮することを規定し、修繕や物品の購入等についても、市内業者への優先発注に努めております。今後も、こうした取り組みをさらに推進することにより、市内の経済活性化に寄与します。

① 地域経済の活性化

ア 市内業者との業務委託等の契約実績 地域子どもの家18施設

業務名	契約業者	本支店種別	住所
機械警備業務委託	セコム(株) 湘南統括支社	市内支店	藤沢市鵠沼東1-2
消防用設備点検業務委託	藤沢総合設備(株)	市内本店	藤沢市鵠沼神明1-1-17
大型廃棄物回収業務委託	(株) 東幸	市内支店	藤沢市鵠沼橋1-1-4
草刈・害虫駆除業務委託	(株) 高倉園グリーンセンター	市内本店	藤沢市高倉536
	(株) 橋本造園土木	市内本店	藤沢市羽鳥4-9-2
施設・遊具点検業務委託	(株) 平綿住建	市内本店	藤沢市葛原2283
	市川屋(株)	市内本店	藤沢市石川4644
	おごせほ〜む	市内本店	藤沢市石川6-22-12
	(株) 吉田工務店	市内本店	藤沢市辻堂元町2-5-17
印刷業務委託	(有) さんこうどう	市内本店	藤沢市本町1-3-33

イ 発注実績のある市内業者・市内営業所・市内支店一覧

○修繕発注業者

- ・藤和サッシ株式会社
- ・株式会社落合電業社
- ・株式会社湘南営繕協会
- ・株式会社平綿住建
- ・おごせほ〜む
- ・市川屋株式会社
- ・株式会社フクシマキカク
- ・株式会社大勝
- ・有限会社工匠
- ・株式会社加藤工務店
- ・山羽メンテナンス有限会社
- ・三觜建設株式会社
- ・株式会社河本総合防災
- ・株式会社大春工務店 ほか

○消耗品等発注実績業者

- ・合資会社関水スポーツ
- ・日欧事務機株式会社
- ・有限会社ユザワ文具
- ・株式会社大島薬局
- ・ロイヤルホームセンター藤沢
- ・株式会社有隣堂
- ・すばる工房
- ・有限会社釜七金物店
- ・株式会社オリエント
- ・有限会社池田商会
- ・株式会社福田屋
- ・株式会社富士中商会
- ・株式会社藤沢ロックセンター
- ・株式会社大塚商会 ほか

② 暴力団排除への対応

公共施設の管理運營業務を実施するにあたり、藤沢市が定める「藤沢市暴力団排除条例」を遵守し、不当行為等の対策に関する要綱や対応マニュアルに則り、今後も安全・安心な施設の管理運営に努めます。

本財団における暴力団排除への関連規定

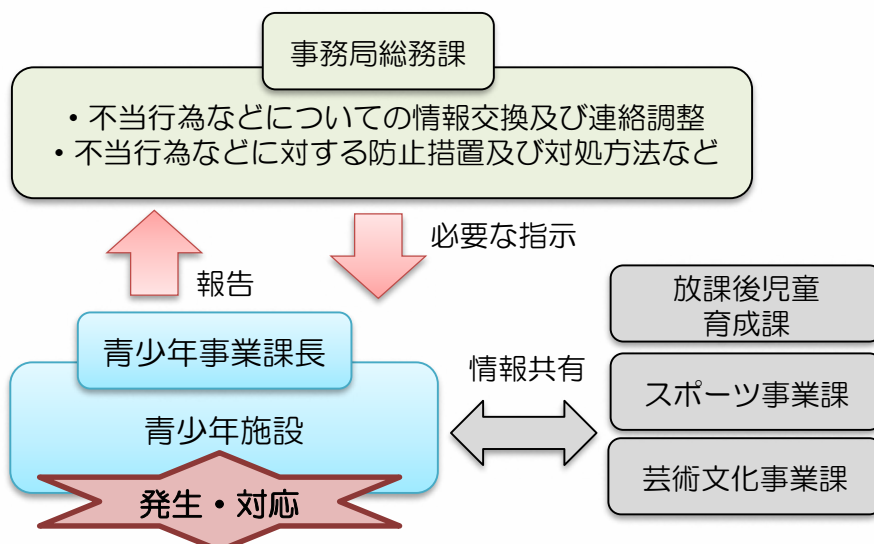
- 暴力団排除に関する規程
- 不当行為等の対策に関する要綱
- 不当行為等対応マニュアル

ア 暴力団排除の推進

警察や藤沢市並びに暴力追放運動推進センターと連携して、「暴力団を恐れず・協力せず・利用せず」暴力団排除の推進に積極的に取り組みます。

イ 暴力団員等による不当行為等の防止

- 組織体制、防止措置、対処方法等についての必要な事項を定めた「不当行為等対応マニュアル」に基づき、適正な対応に努めます。
- 神奈川県公安委員会の「不当要求責任者講習会」や藤沢市の「不当要求行為等対策講演会」等に参加し、対応策などを各職場にフィードバックし、組織で厳格に対応します。
- 「不当要求防止責任者選任事業所」の標章を掲出して、職員一丸となり暴力団員等による不当な要求の防止に努めます。



不当要求防止責任者選任事業所

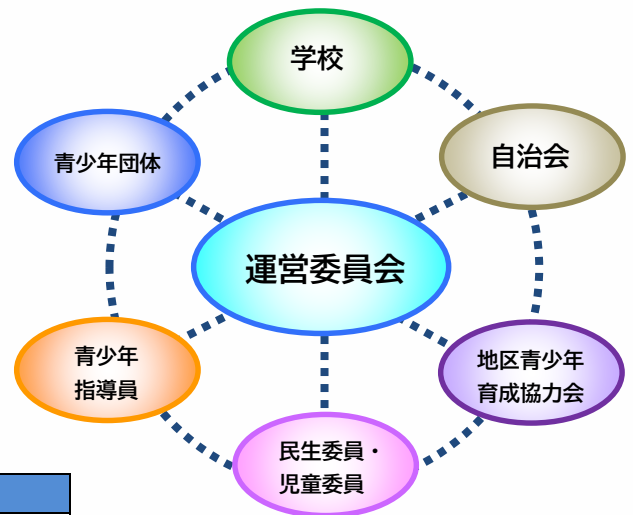
5 特記事項

(1) 地域との協働・連携

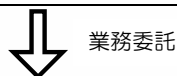
公の施設を管理する上で、その機能を十分に発揮するためには、地域との緊密な協働・連携体制の構築は不可欠であると考えており、「地域の子どもは地域で見守り育てる」という趣旨のもと、施設の管理運営を地域住民で構成される運営委員会に委託しており、地域の特色を生かした運営を行っております。日常の子どもたちの見守りについても、地域ボランティアである見守る人が行うなど地域住民との協働・連携の中で成り立っております。今後、これまで培ってきた信頼関係をさらに強化します。

① 運営委員会による施設運営

地域の自治会や青少年団体・青少年育成団体、青少年関係団体の代表者によって各施設に運営委員会を組織し、地域と本財団が役割を分担しながら、管理運営及び事業を委託することで、地域で運営を行います。



(公財) 藤沢市みらい創造財団	
業務内容	
<ul style="list-style-type: none"> ・藤沢市及び子どもの家運営委員会との連絡調整 ・運営委員長会議の開催 ・広報紙の発行 ・契約事務等 ・光熱水量費等の支払い ・災害時の災害対策本部 ・運営委員、見守る人を対象とした研修会の実施 ・施設保全、修繕の実施 ・定期施設巡回の実施 ・全体的な消耗品の供給 ・備品台帳の管理 ・その他全体の運営および事務機能 	



地域子どもの家運営委員会	
業務内容	
<ul style="list-style-type: none"> ・地域子どもの家の運営業務 ・運営委員の推薦及び見守る人の採用 ・財団事務局との連絡調整 ・事業の計画、運営、実施、報告 ・清掃業務 ・見守る人による日常業務ほか 	



② 運営委員会による事業

各施設で実施する事業については、各運営委員会で企画しています。準備から開催までを運営委員会が中心となり、見守る人や地域協力者などボランティアでつくりあげています。

事業内容については、季節感のある事業や伝承文化事業など、地域の特色や人材を生かした様々な事業を実施しています。



多数のボランティアが支える事業



小学校の協力のもと
体育館で実施をするかるた大会



開館30周年記念イベント
運営委員会が企画・準備・実施まで行います



運営委員による
手作りデコレーション

③ 地域での子どもの見守り

各運営委員会が推薦した地域ボランティアが「見守る人」として、親切で丁寧な対応を心がけ、子どもの遊びや利用の見守りをしています。

日常的な出来事や事務連絡等は、日誌を用いて情報を共有しています。また、本財団からの連絡事項等は、各運営委員会を通して見守る人に伝達をすることにより、地域での運営力の強化に努めます。



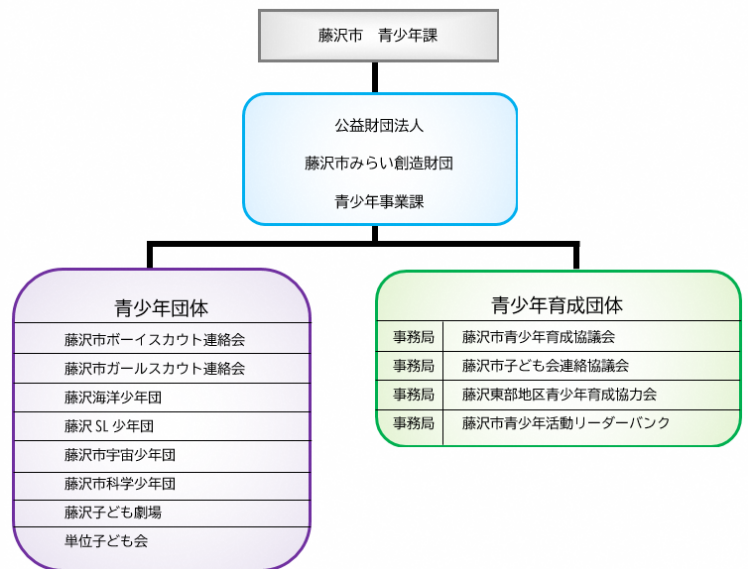
(2) 青少年団体との協働・連携

市内青少年健全育成を推進する中で、青少年団体・青少年育成団体との緊密な協働・連携体制、信頼関係の構築は不可欠であると考えています。

地域子どもの家では、施設の運営、事業を行っている運営委員会の委員の多くが、地域団体や青少年団体に所属しており、各団体との繋がりが確立されています。

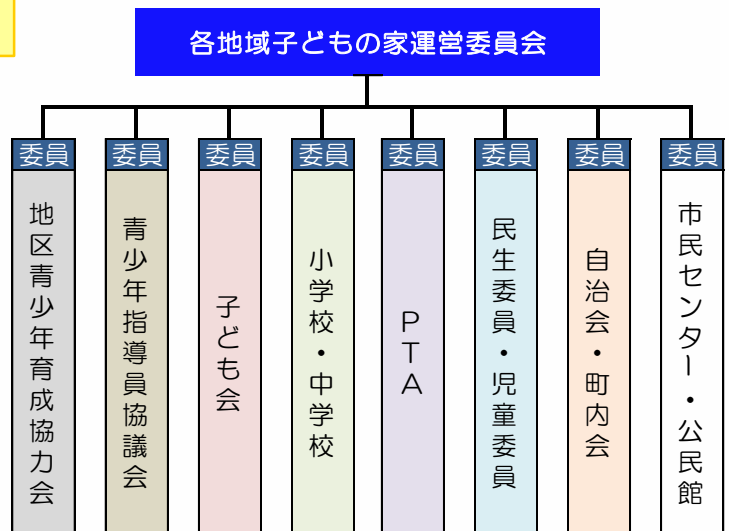
① 本財団と青少年団体・育成団体との関係性

本財団青少年事業課では、青少年育成協議会をはじめ、藤沢市子ども会連絡協議会など青少年育成団体の事務局を担うと共に、青少年団体とは事業連携や支援を通じて、また各団体と藤沢市をつなぐパイプ役として、信頼関係を構築しています。



② 関係団体所属の運営委員

運営委員会を構成している地域の方々のほとんどは、地域団体や青少年関係団体及び近隣小学校の関係者であるため、各運営委員会と地域の各団体とは密接な連携を図っています。



(3) 青少年育成事業の推進

本財団は現指定管理期間にて、「第二期藤沢市子ども・子育て支援事業計画」や「藤沢市子どもの居場所づくり推進計画」など、市の青少年健全育成の方針を十分に理解した上で、施設の特徴を生かした事業を展開してきました。今後も地域や施設の特徴を存分に生かした事業の提供に努めます。

① 効果的な事業展開

ア 遊び場・居場所の提供

設置目的である「子どもの遊び場を提供し、その心身の健全な発達を図る」ため、遊具等の点検整備、利用者のニーズに添った玩具の提供など安全に楽しく遊ぶことのできる遊び場・居場所の提供をしています。



イ 各施設の特徴を生かした事業の展開

地域子どもの家の運営委員会にて企画・運営を行い、季節感のある事業や伝統文化的な事業を地理的特性や地域人材などの特色を生かした事業を実施し、日々遊びに来る場所だけでなく、青少年健全育成の場として子どもたちの体験の場を提供していきます。また、コロナ禍においては、工作キットの作成・配布等、感染対策を講じながら状況に応じた事業を実施しています。



コロナ禍で実施した手作り工作キットの配布



昔遊びや和太鼓などの伝承文化事業



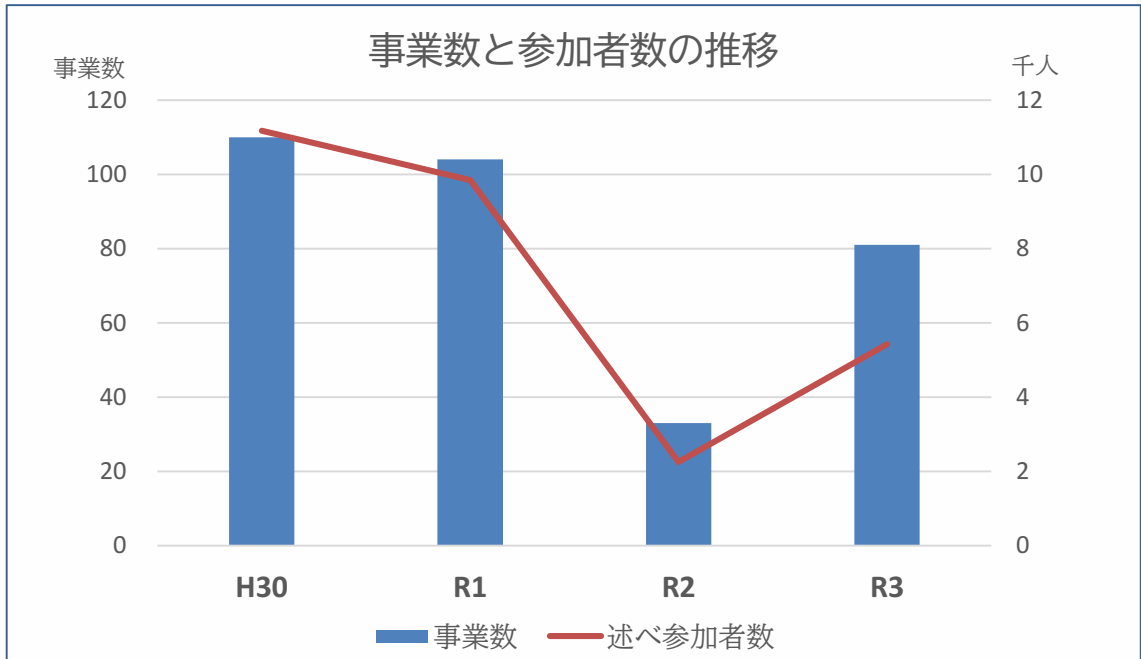
子育て中の保護者を支援



地域の特色を生かした事業の展開

② 令和3年度 地域子どもの家事業実績

現指定管理期間においては、新型コロナウイルス感染症の拡大により、多くの事業が中止となりました。コロナ禍での事業の開催は、過去に経験のないものでしたが、地域子どもの家の運営委員会との連携のもと、感染対策を講じながら実施してきました。今後も、連携を図ると共にノウハウを生かした事業の実施に努めます。



- ※年に複数回実施している事業は1事業としてカウント
- ※令和元年3月から新型コロナウイルス感染症対策の影響あり
- ※令和3年4月から大道子どもの家新設

令和3年度実績

施設名	実施月	事業名	参加者数
湘南台	R3年6月	丸太小屋まつり	中止
	R3年11月	お楽しみ会	中止
	R4年1月	どんど焼き	中止
	R4年2月	節分	中止
片瀬	R3年5月	片瀬こどもらんどまつり	96人
	R3年7月	たなばた週間	85人
	R3年7月	グリーン大作戦	中止
	R3年9月	お月見飾り	-
	R3年11月	みんなで考えよう	延べ 192人
	R3年12月	クリーン大作戦	12人
	R4年2月	節分・豆まき	34人
	R4年3月	ひなまつり	20人
	毎月 第3土曜日	けん玉くらぶ	中止
	年2回	らんどニュース発行	-
羽鳥	R3年5月	子どもの家まつり	50人
	R3年7月	七夕のつどい	50人
	R3年9月	十五夜のつどい	-
	R3年11月	おたのしみ会	56人
	R3年12月	クリスマスイベント	50人
	R4年1月	節分イベント	50人
中里	R3年5月	ギネス大会	中止
	R3年7月	七夕まつり	50人
	R3年7月	清掃デー	50人
	R3年10月	ハロウィン	143人
	R3年10月	子どもゲームランド	中止
	R3年11月	御所見ユースデイ	中止
	R3年12月	クリスマス会	172人
	R4年2月	豆まき	96人
	R4年3月	おしごと天国	中止
藤沢	R3年7月	七夕まつり	中止
	R3年7月	ゲーム大会	23人
	R3年10月	Fプレイスマつり	138人
	R3年12月	クリスマス会	58人
	R4年1月	ふくわらい	100人
	R4年3月	ひなまつり	中止
	R4年3月	ガラガラ抽選会	127人
	年3回開催	お話し会	80人

施設名	実施月	事業名	参加者数
鵜沼	R3年7月	たなばた	173人
	R3年8月	くげっ子まつり	34人
	R3年10月	おいもほり	34人
	R4年2月	豆まき	中止
大越	R3年4月	こどもの日祭週間	-
	R3年5月	ギネスチャレンジ大会	中止
	R3年6月	たなばた	-
	R3年11月	大掃除	中止
	R3年11月	おたのしみ会	-
	R4年1月	豆まき	-
	R4年2月	ひな祭り週間	-
大庭	R3年7月	七夕まつり	137人
	R3年11月	ちびっ子クリーン作戦	34人
	年4回実施	季節の飾り	-
六会	R3年4月	子どもの家まつり	中止
	R3年7月	七夕	51人
	R3年7月	どろんこサマーフェスティバル	16人
	R3年12月	クリスマス会	44人
	R3年12月	正月飾り	-
長後	R3年5月	わんぱく城まつり	中止
	R3年6月	七夕飾りをつくろう	100人
	R3年11月	人形劇	中止
	R3年12月	クリスマス会	100人
	R3年	地域の方による行事	中止
	R4年	春の行事	中止
毎月1回	子育て広場タンポポ	-	
鵜南	R3年5月	ひよっこり鵜南島まつり ※開館30周年記念植樹のみ実施	中止
	R3年7月	七夕まつり	-
八松	R3年9月	手作り教室	中止
	R3年12月	Xmas	50人
	R3年7月	七夕	42人
本町	R3年10月	ハロウィン	83人
	R3年12月	クリスマス	88人
	R3年4月	子どもの日	80人
	R3年6月	七夕まつり	50人
	R3年6月	夏のクラフト	180人
	R3年6月	冬のクラフト	-
R3年11月	クリスマス	130人	



令和3年度実績

施設名	実施月	事業名	参加者数
秋葉台	R4年1月	季節のクラフト	100人
	通年	風船でつくってあそび	—
	R3年6月	ちびバラまつり	100人
	R3年11月	むかしあそび	130人
	R3年12月	クリスマス会	100人
	R4年1月	豆まき	30人
高谷	R4年3月	はなまつり	100人
	R3年	遠藤地区文化祭	中止
	R3年4月	こどもの日まつり	100人
	R3年6月	七夕まつり	—
	R3年8月	ゆうゆうランドまつり	中止
	R3年10月	ハロウィンパーティー	193人
	R3年12月	クリスマス会	—
	R4年2月	バレンタインフェス	150人
俣野	R3年6月	ゲーム大会	58人
	R3年7月	たなばた	—
	R3年7月	クリーン週間 (草むしり)	56人
	R3年夏休み	作ってあ・そ・ぼ	—
	R3年10月	ハロウィン	36人
	R3年11月	クリーン週間	79人
	R3年12月	お楽しみ会	53人
	R4年1月	豆まき	21人
村岡	R3年5月	のびらんまつり	82人
	R3年7月	七夕飾り	—
	R3年10月	ハロウィン	78人
	R3年12月	クリスマス会と工作	103人
	R4年2月	豆まき	14人
	R4年3月	幼児と母親のための 音楽会	11人
	夏休み・冬 休み期間の 水・日	卓球開放	—
	春夏秋冬	伝承事業※飾り付け	—
大道	R3年5月	こいのぼり制作	66人
	R3年6月	七夕	100人
	R3年11月	わくわくランドまつり	150人
	R3年12月	クリスマス工作	100人
	R4年1月	節分	100人

笑顔あふれる未来を
応援します



公益財団法人

藤沢市みらい創造財団